

官報

号外 昭和四十一年四月十五日

第五十一回国衆議院會議録 第四十一号

昭和四十一年四月十五日(金曜日)

議事日程 第二十七号

昭和四十一年四月十五日

午後二時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出)

第五 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出、参議院回付)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第五 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件の趣旨説明及び質疑

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後三時四十七分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより會議を開きます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

正する法律案

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

参議院から、内閣提出、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案、最高裁判所裁判官退職手当特例法案、通商産業省設置法の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して右三回付案を順次議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

まず、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十一年四月十五日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 山口喜久一郎殿

附則

1 この法律は、公布の日

昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法第五条、第五条の二、第六条及び第八条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出、参議院回付)

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)

附則

1 この法律は、公布の日
昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法第五条、第五条の二、第六条及び第八条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(山口喜久一郎君) 次に、最高裁判所裁判官退職手当特例法案の参議院回付案を議題といたします。

最高裁判所裁判官退職手当特例法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十一年四月十五日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 山口喜久一郎殿

附則

1 この法律は、公布の日

昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(参議院回付)

昭和四十一年四月十五日 衆議院會議録第四十一号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(参議院回付) 公職選挙法の一部を改正する法律案

する。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院回付)

○議長(山口喜久一郎君) 次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十一年四月十五日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 山口喜久一郎殿

附則

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)

1 この法律は、公布の日、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の第五十条第一項及び附則第二項の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

- | | | | |
|-------|------------------------|-------|-------------|
| 第十九条 | (選挙人名簿の種類) | 第十九条 | (永久選挙人名簿) |
| 第二十条 | (基本選挙人名簿の調製) | 第二十条 | (選挙人名簿) |
| 第二十一条 | (基本選挙人名簿の調製) | 第二十一条 | (登録の申請) |
| 第二十二条 | (基本選挙人名簿の縦覧) | 第二十二条 | (登録簿) |
| 第二十三条 | (異議の申出) | 第二十三条 | (縦覧) |
| 第二十四条 | (訴訟) | 第二十四条 | (異議の申出) |
| 第二十五条 | (基本選挙人名簿の確定) | 第二十五条 | (訴訟) |
| 第二十六条 | (補充選挙人名簿の調製) | 第二十六条 | (抹消及び登録) |
| 第二十七条 | (補充選挙人名簿の縦覧) | 第二十七条 | (抹消及び登録) |
| 第二十八条 | (補充選挙人名簿の効力) | 第二十八条 | (通報及び登録簿の選) |
| 第二十九条 | (補充選挙人名簿に対する異議の申出、訴訟等) | 第二十九条 | (船員の選) |

名簿の様式等) 出) きの者の決定)

に、「第百二十二条(同時選挙の場合の補充選挙人名簿)」を「第百二十二条(投票、訂正等)及び抹消等の延期(関係等) 選挙人名簿の調製)」

訂正等) 及び抹消等の延期(関係等) 選挙人名簿の調製)」

公布の日、昭和四十一年四月一日から施行する。

ただし、改正後の第五十条第一項及び附則第二項の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十一年三月二十九日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

することとなる者を除き」を削り、「第二項に」を「同項に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

(永久選挙人名簿)

第十九条 選挙人名簿は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、永久に据えおくものとす。かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月三十日及び九月三十日に、選挙人名簿の登録を行なうものとする。

3 選挙を行なう場合において必要があるときは、選挙人名簿の抄本を用いることができる。

20 選挙人名簿は、カード式名簿とする。

21 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

22 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて教投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

21 選挙人名簿に登録されていない日本国民で、当該市町村の区域内に住所を有し、年齢満二十年に達した者又は年齢満二十年以上で当該市町村の区域内に住所を有するに至つた者は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の登録の申出をすることができる。この場合において、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を移したことにより登録の申出をしようとする者は、選挙人名簿の登録の異動に関する文書で政令で定めるものを提出しなければならない。

(登録すべき者の決定)

22 市町村の選挙管理委員会は、前条の

登録の申出をした者がその年の三月一日又は九月一日までに選挙権を有し、かつ、引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有する者である場合には、三月一日までに登録の申出をした者にあつては同月十日までに、九月一日までに登録の申出をした者にあつては同月十日までに、それぞれこれらの者を当該市町村の選挙人名簿に登録すべき者として決定しなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の場合において、選挙人名簿に登録すべき者として決定された者が、三月一日までに登録の申出をした者にあつては同日、九月一日までに登録の申出をした者にあつては同日までの間に、死亡し若しくは選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことをこれらの者に係る同項の決定の期限までに知つたときは、直ちに当該決定を取り消さなければならぬ。

3 市町村の選挙管理委員会は、毎年九月一日現在により前条の規定による登録の申出をしていない者で選挙権を有し、かつ、同日まで引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有するものがあることを知つたときは、これらの者を同月十日までに選挙人名簿に登録すべき者として決定することができる。

4 第一項又は前項の住所に関する期間は、市町村の應徴分合又は境界変更のため中断されることがない。

第二十五条を削り、第二十四条第四項中「一の基本選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を」と一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に改め、同条第二項中「二十日」を「七日」に、「基本選挙人名簿」を

「選挙人名簿に登録すべき者の決定」に改め、同条第二項中「二十日」を「七日」に、「基本選挙人名簿」を

「選挙人名簿に登録すべき者の決定」に改め、同条第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(縦覧)

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日までの間、市役所、町村役場又はその指定した場所において、前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面を縦覧に供さなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならぬ。第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

(登録)

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月三十日及び九月三十日に、第二十二條から第二十四条まで「登録すべき者の決定、縦覧、異議の申出」の規定により選挙人名簿に登録すべきこととなつた者を選挙人名簿に登録しなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、確定判決により選挙人名簿に登録すべき者があるときは、直ちにその者を登録し、その旨を告示しなければならぬ。

3 市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の選挙人名簿に登録されたときは、直ちに、その旨を関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

(抹消及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、第四項の規定に該当する場合は除くほか、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の区

域内に住所を有しなくなつたことにより前項の表示をされた者がその表示後毎年三月一日又は九月一日までに一箇年を経過するに至つたときは、その者をそれぞれ三月十日又は九月十日に、選挙人名簿に登録された者がその他の事由により前項の表示をされた者(第十一條第一項及び第二項の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされた者を除く)であるときは、その者を直ちに、選挙人名簿から抹消すべき者として決定しなければならぬ。

3 第二十三条から前条第一項まで「縦覧、異議の申出、訴訟、登録」の規定は、前項の規定により選挙人名簿から抹消すべき者の抹消について準用する。

4 市町村の選挙管理委員会は、その市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならぬ。この場合において、第二号又は第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならぬ。

一 死亡したことを知つたとき。
二 当該市町村の船員の選考人名簿に登録されたとき又は他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき、その旨の通知を受けたとき。
三 確定判決により抹消すべきこととなつたとき。

5 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の記載内容が誤つていないことを知つたときは、直ちに訂正しなければならぬ。第二十七条の次に次の一条を加える。

(登録及び抹消等の延期)

第二十七条の二 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月一日から同月十日まで又は九月一日から同月十日までの間に、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間(以下この条において「選挙の期間」という。)がかかる場合には、第二十二條第一項若しくは第三項「登録す

べき者の決定」又は前条第二項の規定にかかわらず、これらの規定による登録又は抹消をすべき者の決定は、当該選挙の期日後十五日に当たる日までに行なうものとし、これに伴い、第二十三條「縦覧」第一項(前条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の縦覧期間は、当該選挙の期日後十六日に当たる日から十日間とし、第二十六條「登録」第一項(前条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の登録又は抹消の期日は、当該縦覧期間の末日から十日に当たる日とする。その延期した期間が他の選挙の期間にかかるときも、同様とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、第二十三條第一項又は前項の縦覧期間中に選挙の期日の公示又は告示があつたときは、直ちに縦覧を中止し、当該選挙の期日後五日に当たる日から十日間、更に縦覧を行なうものとし、これに伴い、第二十六條第一項の登録又は抹消の期日は、当該縦覧期間の末日から十日に当たる日とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。第二十八條及び第二十九條を次のように改める。

(通報及び閲覧等)

第二十八條 市町村長及び市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認に關し、その有している資料について相互に通報しなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日まで並びに毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで(前条の規定により縦覧期間を延期した場合にあつては、その縦覧期間の末日の翌日からその十五日に当たる日まで)の間を除き、選挙人名簿又はその抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならぬ。

3 選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記が

あると認めるときは、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に關し、調査の請求をすることが出来る。

(船員の選挙人名簿の調製)

第二十九条 船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定するものをいう。以下この条において同じ。)で第二十一条(登録すべき者の決定)に規定する住所に關する要件を具備しないものについては、毎年九月一日現在に在り、同日まで引き続き三箇月以上その船舶所有者に雇用されている場合に限り、同項に規定する住所に關する要件にかかわらず、船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の主たる事務所又はその他の事務所(いずれも登記されたものをいう。)の所在地の市町村の選挙管理委員会において、これらの者の選挙資格を調査し、十月十五日までに船員の選挙人名簿を調製しなければならない。この場合において、船員の年齢は、第七項に規定する選挙人名簿確定の期日より算定する。

- 2 船舶所有者は、前項の規定により船員の選挙人名簿に登録されるべき船員について、政令で定めるところにより、その申出により船員名簿を作製し、毎年九月二十五日までに当該市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。
- 3 船員の選挙人名簿には、船員の氏名、性別、生年月日及びその船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の事務所の所在地等を記載しなければならない。
- 4 前三項に規定する船舶所有者に關しては、船員法第五条(船舶管理人、船舶借入人等)の規定を準用する。
- 5 第一項の規定により調製された船員の選挙人名簿は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に限り、その効力を有する。
- 6 第十九条第三項(名簿の抄本の使用)、第二十条第三項(名簿の編製)、第二十三条から第二十五条まで(縦覧、異議の申出、訴訟)、第二十六

条第三項(三重登録の通知)、第二十七条第一項(表示)及び次条の規定は、第一項の規定により調製された船員の選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで」とあるのは「十月二十日から十一月三日まで」と、「前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者」として決定した者の氏名及び住所を記載した書面」とあるのは「船員の選挙人名簿」と、第二十四条第一項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定に關し不服がある」とあるのは「船員の選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるとき」と、同条第二項中「七日」とあるのは「二十日」と、「選挙人名簿に登録すべき者の決定」とあるのは「船員の選挙人名簿」と、第二十五条第四項中「一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に關し」とあるのは「一の船員の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を」と、第二十七条第一項中「第四項」とあるのは「第二十九条第八項ただし書修正」と読み替へるものとす。

7 船員の選挙人名簿は、十二月五日をもつて確定する。

8 船員の選挙人名簿は、次年の十二月四日まで据えおかなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、船員の選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは、直ちに修正するものとし、船員の選挙人名簿に登録されている者が船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決により修正すべきものとなつたときは、直ちに修正するとともに、その旨を告示しなければならない。

9 前各項に規定するもののほか、船員の選挙人名簿の調製に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十条第二項中「の期日並びに縦覧確定に關する期日及び期間等」と、縦覧及び確定に關する

期日及び期間その他その調製について必要な事項に改める。

第百十条に次の一項を加える。

5 第三項第二号の同一の地方公共団体の他の選挙が地方公共団体の長の任期満了によるものであるときは、同項の規定により同時に行なわれべき地方公共団体の議会の議員の再選挙に對する第三十四条(その他の選挙)第二項本文の規定の適用については、同項本文中「これを行ふべき事由」とあるのは「当該地方公共団体の長の任期」と、「生じた」とあるのは「満了することとなる」とする。

第百十三条に次の一項を加える。

5 第百十条(再選挙)第五項の規定は、第三項第四号の規定による地方公共団体の議会の議員の補欠選挙について準用する。

第百二十二条を削り、第百二十二条の二を第百二十二条とする。

第百七十条中「記載を」登録に改める。

第百三十六條第三項中「第二十一条(船員の基本選挙人名簿の調製)」を「第二十九条第二項(船員名簿の提出)」に改める。

第百六十六条第一項ただし書を削る。

第百六十九条ただし書を次のように改める。

第百六十九条ただし書(登録すべき者の決定)のただし、第二十二條(登録すべき者の決定)の規定の適用については、同条第一項中「その市町村の区域内」とあるのは「その区の属する市の区域内」と、「決定しなければならない」とあるのは「決定しなければならない。ただし、その区内に住所を有しなかつた者については、この限りでない」と、同条第三項中「その市町村の区域内」とあるのは「その区の属する市の区域内に住所を有し、かつ、その日においてその区内」とする。

第百七十条の見出し中「海外引揚者及び」を削り、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第二百七十条の二ただし書中「第二十六条第二

項(補充選挙人名簿の登録の申出)の規定による登録の申出及び同条第六項(選挙人名簿の縦覧)の規定による縦覧の請求を」第二十一条(登録の申出)の規定による登録の申出及び第二十八条第三項(選挙人名簿の修正に關する調査の請求)の規定による選挙人名簿の修正に關する調査の請求」に改める。

第二百七十一条第二項中「昭和三十七年一月一日現在において一又は二以上の島の全部の区域をもつてその区域とする」を「昭和四十一年一月一日現在において設けられている」に改める。

附則第十二項を附則第二十項とし、同項の前に次の八項を加える。

12 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、政令で定める日現在により、その日まで引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有する者(特別区の区域又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域内に住所を有する者にあつては、その日まで引き続き三箇月以上特別区の存する区域又は区の属する市の区域内に住所を有し、かつ、その日においてその特別区又はその区内に住所を有する者)の選挙資格を調査し、第九条第二項に規定する選挙権を有する者を決定しなければならない。

18 前項の住所に關する期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

14 市町村の選挙管理委員会は、附則第十二項の政令で定める日現在において、同項の規定により第九条第二項に規定する選挙権を有する者として決定された者(以下この項において「登録資格者」という。)が現に効力を有する基本選挙人名簿若しくは補充選挙人名簿に登録されていないとき、又はこれらの名簿に登録されている者が登録資格者でないときは、これらの名簿を修正し、その旨を直ちに表示しなければならない。

15 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めると

い。

16 前項の規定により縦覧に供した基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿に関する異議の申出及び訴訟については、第四章の規定による基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿に関する異議の申出及び訴訟の例による。

17 附則第十五項の規定により縦覧に供した基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿は、第十九条第一項に規定する選挙人名簿として、政令で定める日をもつて確定する。

18 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿を、すみやかに、第二十条に定める様式に改めるよう努めるものとし、同条に定める様式に改めるときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

19 附則第十二項から第十五項までに規定するもののほか、選挙人名簿の調製に関し必要な措置は、政令で定める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、公職選挙法附則に係る改正規定(同法附則第十七項及び第十八項に係る部分を除く。)及び附則第十五条の規定は、公布の日から施行する。

(選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置) 第二条 前条の政令で定める日(以下「施行日」という。)現在において、すでにその期日を公示し又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

(選挙権等を有していた者の経過措置) 第三条 施行日の前日に特別区の区域内に住所を有していた者で、その属する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙権又は被選挙権を有し、かつ、同日まで引き続き当該特別区の区域内に住所を有していた期間が三箇月未満のものは、改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第九条第二項の規定にかかわらず、当該特別区の区域内に住所を有する間、同項の選挙権又は新法第十条第一項第三号及び第五号の被選挙権を有するものとみなす。改正前の公職選挙法(以下「旧法」という。)第九条第三項又は第二百七十条第一項の規定により施行日の前日において選挙権を有していた者についても、同様とする。

(補充選挙人名簿に登録された者の経過措置) 第四条 新法附則第十二項の政令で定める日以後新法附則第十七項の政令で定める日の前日まで新法附則第十七項の政令で定める日(以下「新法施行日」という。)に確定した補充選挙人名簿又は附則第二条の選挙において調製され、確定した補充選挙人名簿に登録されている者は、新法附則第十七項の選挙人名簿に登録されていない場合においても、新法第十九条第一項に規定する選挙人名簿に登録された者とみなす。

(登録の申出に関する経過措置) 第五条 旧法第九条第三項又は第二十六条第二項の規定による申出は、新法第二十一条の規定による登録の申出とみなす。

(最初の年における登録すべき者の決定等の特例) 第六条 施行日の属する年に限り、新法第二十一条第一項から第三項までに規定する登録すべき者の決定に係る処分、新法第二十三条第一項(新法第二十七条第三項において準用する場合を含む。)に規定する縦覧、新法第二十六条第一項(新法第二十七条第三項において準用する場合を含む。)に規定する登録又は抹消及び新法第二十七条第二項又は第二十七条の二第一項に規定する期日又は期間並びに附則第八条、第十条又は第十三条に規定する期日又は期間については、政令で定めるところによるものとする。

(罰則に関する経過措置) 第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定により従前の例により行なわれる選挙に関するした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正) 第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「三箇月以上」を「引き続き三箇月以上」に改める。

第七十四条第四項中「選挙人名簿確定の日」を「三月三十日又は九月三十日のうち同項の請求のあつた日の直前の日(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)現在」に、「これに記載された」を「選挙人名簿に登録されている」に、「選挙人名簿確定後」を「登録が行なわれた日後」に改める。

第七十四条の二第一項中「記載」を「登録」に改める。

第八十四条ただし書中「昭和二十五年法律第百号」を削る。

附則第二十条第二項中「登録」を「登録」に改める。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置) 第九条 この法律の施行の際前条の規定による改正前の地方自治法第七十四条の規定によつてされている請求については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正) 第十条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

正する。

第八条本文中「の規定により調製した」を「に規定する」に改め、「第二条の」を削り、同条ただし書を削る。

第二十五条第三項、第二十七条第四項及び第三十条第四項中「第八条本文の選挙人名簿に記載」を「第八条の選挙人名簿に登録」に改める。

第三十二条中「第八条本文の選挙人名簿確定の日」においてこれに記載されたを「三月三十日又は九月三十日のうち審査の日の直前の日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)現在」に改める。

第四十三条第四項後段を削る。

(檢察審査会法の一部改正) 第十一条 檢察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「登録」を「登録」に改める。

(漁業法の一部改正) 第十二条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「九月十五日」を「九月一日」に改め、同条第五項を削る。

第九十四条第一項中「(開票区)」の下に、「第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第三項、第二十七条第一項、第二十九条第七項及び第八項、第三十条(選挙人名簿)を加え、同項の表の第十條第二項の次に次のように加える。

第二十三条第一項	三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで	選挙人名簿
第二十四条第一項	十月二十日から十一月三日まで	脱漏又は誤載があると認め

第二十四条第二項	七日	二十日
第二十五条第四項	一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に関し	一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を
第二十六条第三項	他の市町村	当該市町村と同一の海区に沿う他の市町村
第二十七条第一項	第四項	漁業法第九十四条第一項において準用する第二十九条第八項ただし書
第二十九条第七項	船員の選挙人名簿	選挙人名簿
第二十九条第八項	船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決	確定判決

第九十四条第一項の表の第十條第二項の項中「昭和二十四年法律第二百六十七号」を削る。
 (国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第十三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「前年の十二月二十日をもつて確定した基本選挙人名簿」を「三月三十日又は九月三十日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)現在において選挙人名簿」に、「登録された」を「登録されている」に改める。
 (農業委員会等に関する法律の一部改正)

第十四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「十二月一日」を「一月一日」に改める。

第十一條中「第十九條第二項(名簿の抄本の使用)、第二十二條から第二十五条まで(選挙人名簿の縦覧、確定等)」を「第十九條第三項(名簿の抄本の使用)、第二十三條から第二十五条まで(縦覧、異議の申出等)」、第二十七條第一項(表示)、第二十九條第七項及び第八項(選挙人名簿の確定等)に改め、「第二百七十条の二」の下に「本文」を加え、同条の表中

第十九條第二項	前項	農業委員会等に関する法律第十條第一項
第二十二條第一項	十一月五日	次年の一月二十日
第二十五条第一項	十二月二十日	次年の三月五日
第二十五条第二項	次年の十二月十九日	次次年の三月四日

第二十三条第一項	三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで	二月二十三日から十五日間
第二十四条第一項	前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面	選挙人名簿
第二十四条第二項	登録すべき者の決定に関し不服がある	脱漏又は誤載があると認める
第二十五条第四項	一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に関し	一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を
第二十七条第一項	第四項	農業委員会等に関する法律第二十九条第八項ただし書
第二十九条第七項	船員の選挙人名簿は、十二月五日	選挙人名簿は、三月三十一日
第二十九条第八項	船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決	三月三十日

に改める。

(公布の日以後最初に調製される船員の選挙人名簿等の調製に関する特例)

第十五条 この法律の公布の日以後最初に調製される船員の選挙人名簿、海区域漁業調整委員会選挙人名簿及び農業委員会委員選挙人名簿については、政令でこれらの選挙人名簿の調製に關し必要な事項を定めることができるものとする。
 (従前の選挙人名簿の効力)

第十六条 昭和四十年九月十五日現在で調製した船員の基本選挙人名簿若しくは海区域漁業調整委員会選挙人名簿又は昭和四十年十二月一日現在で調製した農業委員会委員選挙人名簿は、この

法律による改正後の船員の選挙人名簿、海区域漁業調整委員会選挙人名簿又は農業委員会委員選挙人名簿とみなし、政令で定める日までの間、その効力を有するものとする。
 (争訟に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際、選挙人名簿に關し、現に選挙管理委員会に係属している異議の申出若しくは審査の申立て又は裁判所に係属している訴訟については、なお従前の例による。

理由

選挙人名簿の適正化を図り、選挙の公正を確保するため、永久選挙人名簿の制度を採用する等の

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長志賀健次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔志賀健次郎君登壇〕

○志賀健次郎君 たいだいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最近における急激な人口移動、社会生活の複雑化の傾向は、選挙人名簿の適正な調製を困難ならしめ、名簿に脱漏、誤載、二重登録を生ぜしめる等、制度上の欠陥があらわれてきているのであります。このため、選挙制度審議会においては、現行の選挙人名簿制度を抜本的に改正する必要があるとして、去る二月十五日、永久選挙人名簿制度の要綱を決定したのであります。

本案は、この要綱に基づき、公職選挙法に所要の改正を行なうとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一は、選挙人名簿は、カード式の永久据え置きの名簿とし、当初の名簿調製後は、新有権者及び住所移転者についてのみ、毎年三月及び九月の二回、追加登録を行なう制度を採用することとしたしております。

第二は、選挙人は、随時選挙人名簿の登録の申し出ができることとし、申告主義を原則としたしております。

第三は、二重登録を防止するため、住所移転者が登録の申し出をするときは、選挙人名簿の登録の異動に関する文書を提出しなければならぬこととしたしております。

第四は、市町村の選挙管理委員会は、毎年三月一日及び九月一日までに申し出のあった者につき、あらかじめその選挙資格を調査し、縦覧、異議の申し出を経た上、三月三十日及び九月三十日に選挙人名簿に登録することとしたしております。

第五は、当初の選挙人名簿は、全世帯について選挙人の選挙資格を一齐に調査し、この結果に基づいて現行の選挙人名簿に必要な修正を加えて正確に調製し直したものを、一定期間縦覧の上、これを政令で定める日に永久選挙人名簿とすることとしたしております。

第六は、天災事変等により住所を移転した者等について認められていた特別選挙権はこの際整理することとし、さらに特別区においても選挙人の属する区に三カ月以上住所を有することを名簿の登録要件とすることとしたしております。

以上のほか、選挙人名簿に関する関係規定その他必要な規定の整備を行なうこととしたしております。

なお、この法律は、政令の定める日から施行することとしたしております。以上が本案のおもな内容であります。本案は、三月二十九日日本特別委員会に付託され、同日三十一日永山自治大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重に審議を行なってまいりました。その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、昨十四日、本案に対する質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十二年二月十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。第十七条第二号中「国家公務員」を「政府職員」に改め、同条第三号を削る。

第二十五条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 石炭坑の近代化に必要な機械であつて通商産業省令で定めるものの貸付け

第二十五条第一項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三 鉱区の調整のため必要な場合における採掘権の取得及び処分

第二十六条第二項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 前条第一項第九号の三に規定する機械(以下「近代化機械」という。)の貸付けの方法

第十四 鉱区の調整のため必要な場合における採掘権の取得及び処分の方法

第二十七条第二項中「及び開発資金」を「開発資金及び近代化機械」に改める。

第三十五条の六第一項に次のただし書を加える。ただし、事業団が当該区域の全部又は一部を区域とする採掘権の設定又は採掘鉱区の増加の出願をした場合において、その出願の区域及びこれと隣接する採掘鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的である旨の通商産業大臣の確認を受けているときは、この限りでない。

昭和四十一年四月十五日 衆議院會議録第四十一号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案 地方交付税法の一部を改正する法律案外一案

第三十六条の十二 近代化機械の貸付けは、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なうものとする。

第三十六条の二十三の次に次の一条を加える。
(採掘権の取得及び処分)

第三十六条の二十四 事業団が第二十五条第一項第十二号の三に規定する採掘権の取得をすることができるときは、第三十五条の六第一項ただし書に規定する出願をし、出願の許可を受けた場合に限り、第二十五条第一項第十二号の三に規定する採掘権の処分をすることができる。この採掘権の処分は、その採掘権の鉱区及びこれと隣接する採掘鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的であると認められる場合において、隣接鉱区の採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なうときに限るものとする。

第五十三条の二第三号中「第二十六条の二第二項」を「第二十五条第一項第九号の三、第二十六条の二第二項」に改め、「第三十六条の八第五号」の下に、「第三十六条の十二」を加える。

附則
この法律は、公布の日より施行する。

石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する改正後の第二十五条第一項第九号の三に規定する機械の貸付計画については、改正後の第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とある

のほ、「石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行後遅滞なく」とする。

理由
石炭鉱業の最近の事情にかんがみ、石炭鉱業合理化事業団の業務に、石炭坑の近代化に必要な機械の貸付け並びに鉱区の調整のため必要な場合における採掘権の取得及び処分を加えるとともに、廃止事業者が放棄した採掘権の鉱区の区域等の特例的な活用を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員会理事加藤高蔵君。

報告書は本号末尾に掲載

〔加藤高蔵君登壇〕

加藤高蔵君 ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国石炭鉱業は、数次にわたる施策の実施にもかかわらず、その経営はますます深刻化し、この際そのまま放置するならば、石炭鉱業はきびしい事態に押し切られ、全面的に崩壊することが憂慮されているのであります。

かかる事態に対処し、石炭鉱業を安定せしめるため、すみやかに適切な対策の確立が強く要請されておられ、政府においても近々抜本的な石炭対策

を樹立する運びとなつてはいることは御承知のとおりであります。

本案は、抜本的な石炭対策の樹立と並行し、当面する石炭施策の一環として提出されたものでありまして、石炭鉱業合理化事業団の取り扱ふ業務の範囲を拡大すること等により、石炭鉱業の体質改善に寄与するとともに、合理化計画の円滑な遂行を期せんとするものであります。

次に、本案の内容を簡単に申し上げます。

第一は、石炭鉱業合理化事業団の業務に炭鉱機械の貸し付け業務を新たに加えるとともに、石炭運賃の延納にかかる債務の保証業務を昭和四十二年三月三十一日まで延長することでありまして、

第二は、石炭鉱業合理化事業団の保有鉱区及び石炭鉱山整理促進交付金制度により放棄された鉱区について、隣接鉱区から一体的に開発することが著しく合理的である場合に限り、例外的に再活用を認めることとあります。

本案は、去る三月三日当委員会に付託され、三月九日三木通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、数次にわたる慎重な審議を行ない、昨四月十四日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、鉱区再活用に際しての配慮、炭鉱機械貸し付け制度の円滑な運用、石炭運賃についての検討を骨子とする附帯決議が付されたことを申し添えて、御報告を終わります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第三、地方交付税法の一部を改正する法律案、日程第四、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十一年二月十七日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方交付税法の一部を改正する法律
地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のような改正する。
第六条中「百分の二十九・五」を「百分の三十二」に改める。

第十二条第二項の表の表示単位の欄中「坪」を「平方メートル」に、「町歩」を「ヘクタール」に改める。

第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎の欄中

当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額

に、「建築坪数」を「建築床面積」に

当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額及び前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数

当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額

に、「二坪」を「一平方メートル」に、「生産石数」を「生産量」に

改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例)

第十四条の二 地方税法第六条の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかつた場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減取額のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減取額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第六十九条第一項の規定により指定を

当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び所得額

を

を

を

受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条第二項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地

二 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十八条第一項の規定により指定を受けた国立公園又は国定公園の特別保護地区の区域内の土地

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第六条第一項の規定により指定を受けた特別保存地区の区域内における家屋又は土地

附則中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 昭和四十一年度から昭和四十四年度までの間に限り、人口が急激に減少した地方団体に係る補正係数の算定方法については、自治省令で第十三条第一項から第八項までの規定の特例を設けることができる。

別表の単位費用の欄中「二町歩につき」を「一ヘクタールにつき」に、「一坪につき 一一二九〇」を「一平方メートルにつき 三六〇」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

2 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部を次のように改正する。
第十五条を次のように改める。
第十五条 削除

理由

地方財政の現況にかんがみ地方交付税の率を引き上げるとともに、基準税額等の算定の基礎等の一部を改め、人口が急減した地方団体に係る補正係数の算定方法及び地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月十八日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和四十一年度の地方財政の健全な運営を図るため、必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

(臨時地方特例交付金)

第二条 昭和四十一年度に限り、地方公共団体に對して、臨時地方特例交付金を交付する。

2 臨時地方特例交付金の総額は、四百十四億円とする。

3 臨時地方特例交付金の種類は、第一種特例交付金及び第二種特例交付金とし、第一種特例交付金及び第二種特例交付金の総額は、それぞれ二百四十億円及び百七十四億円とする。

4 第一種特例交付金は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる金額を都道府県並びに市町村及び特別区に對して、次次に定めるところにより交付する。

一 都道府県に對して交付すべき第一種特例交付金の総額 七十億円

二 市町村及び特別区に對して交付すべき第一種特例交付金の総額 百七十億円

5 第二種特例交付金は、昭和四十一年度分について、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。)第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額(以下「基準財政需要額」という。)が第五条第五項の規定によつて算定した基準財政収入額(第四条第一項におい

て「基準財政収入額」といふ)をこえる都道府県に對して、同年度分の普通交付税とあわせて、第四条に定めるところにより交付する。

(第一種特別交付金の算定方法等)

第三条 各都道府県又は市町村若しくは特別区に對して交付すべき第一種特別交付金の額は、前条第四項各号の区分による総額を昭和四十年三月から昭和四十一年二月までの間に各都道府県又は市町村若しくは特別区の区域において日本専売公社が売り渡した製造たばこの自治省令で定めるところにより算定した本数であん分した額とする。

2 第一種特別交付金は、昭和四十一年五月及び十月に、各都道府県又は市町村若しくは特別区に對して交付すべき額のそれぞれ二分の一に相

当する額を交付する。

(昭和四十一年度分の地方交付税の特例等)

第四条 昭和四十一年度分に限り、各都道府県に對して交付すべき同年度分の普通交付税の額及び第二種特別交付金の額の合算額又は各市町村に對して交付すべき同年度分の普通交付税の額は、当該都道府県又は市町村の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下この条において「財源不足額」といふ)とする。ただし、各都道府県及び市町村の財源不足額の合算額が昭和四十一年度分として交付すべき普通交付税の総額及び第二種特別交付金の合算額をこえる場合には、次の式により算定した額(次項において「調整後の財源不足額」といふ)とする。

2 各都道府県に對して交付すべき第二種特別交付金の額は、第二種特別交付金の総額を各都道府県の財源不足額(前項ただし書の規定に該当する場合には、各都道府県の調整後の財源不足額)であん分した額とする。

3 各都道府県に對して交付すべき昭和四十一年度分の普通交付税の額は、第一項の額から前項の額を控除した額とする。

4 昭和四十一年度分として交付すべき普通交付税の総額が第一項ただし書の規定に該当する場合における各都道府県及び市町村に對して交付すべき同年度分の普通交付税の額の合算額に満たない場合には、当該不足額は、同年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとす

5 第二種特別交付金は、昭和四十一年十一月に、各都道府県に對して交付すべき額の全部を交付

するものとし、同年四月、六月及び九月において交付すべき同年度分の地方交付税の額については、自治省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定の特例を設けることができる。

第五条 昭和四十一年度分に限り、法第十二条第一項の規定を適用する場合には、同項の表の道府県の項中

5	その他の人口
	土木費
	海岸保全施設
	設の延長
	土木費
	その他の人口

とあるのは、

2 昭和四十一年度分に限り、法第十三条第三項第三号の補正に係る係数を算定する場合には、同条第四項第三号ハの規定は、適用しないものとする。

3 昭和四十一年度分に限り、法第十三条第五項の規定を適用する場合には、同項の表の道府県

1	道路費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2	橋りょう費	橋りょうの面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
3	河川費	河川の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
4	港湾費	港湾(漁港を含む)における留施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
5	その他の土木費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

とあるのは、

<p>3 昭和四十一年度分に限り、法第十三条第五項の規定を適用する場合には、同項の表の道府県</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>道路費</td> <td>道路の面積</td> <td>種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>橋りょう費</td> <td>橋りょうの面積</td> <td>種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>河川費</td> <td>河川の延長</td> <td>種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>港湾費</td> <td>港湾(漁港を含む)における留施設の延長</td> <td>種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>その他の土木費</td> <td>港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長</td> <td>種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正</td> </tr> </table> <p>とあるのは、</p>		1	道路費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	2	橋りょう費	橋りょうの面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	3	河川費	河川の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	4	港湾費	港湾(漁港を含む)における留施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	5	その他の土木費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
1	道路費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正																		
2	橋りょう費	橋りょうの面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正																		
3	河川費	河川の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正																		
4	港湾費	港湾(漁港を含む)における留施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正																		
5	その他の土木費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正																		
<p>2 昭和四十一年度分に限り、法第十三条第三項第三号の補正に係る係数を算定する場合には、同条第四項第三号ハの規定は、適用しないものとする。</p>																					
<p>5 第二種特別交付金は、昭和四十一年十一月に、各都道府県に對して交付すべき額の全部を交付</p>																					

昭和四十一年度分限り、法の別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用	
道府県	四 厚生労働費	一 警察費	警察職員数	一人につき 九二一、〇〇〇円	
		二 土木費	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき 四二六〇
			2 橋りよう費	道路の延長 橋りよりの面積	一メートルにつき 一八五〇〇
		3 河川費	3 河川の延長	河川の延長	一メートルにつき 一、二〇〇〇
			4 港湾費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき 二、四一〇〇
		三 教育費	5 その他の土木費	港湾(漁港を含む)の延長 における外かく施設の延長	一メートルにつき 四、四〇〇〇
			1 小学校費	教職員数	一人につき 四〇五〇
			2 中学校費	学校数	一校につき 四三六、一〇〇〇
			3 高等学校費	教職員数	一人につき 九三、〇〇〇
			4 その他の教育費	学校数 教職員数 生徒数	一校につき 四一五、四〇〇〇 一人につき 九三、〇〇〇〇 一人につき 七二七、〇〇〇〇
		五 産業経済費	1 生活保護費	人口	一人につき 一三九、〇〇〇〇
			2 社会福祉費	町村部人口	一人につき 四四一〇〇
			3 衛生費	人口	一人につき 一八三〇〇
			4 労働費	工場事業場労働者数 失業者数	一人につき 四三〇〇〇 一人につき 四七六〇〇
			5 農業行政費	耕地の面積 農家数	一ヘクタールにつき 四、七三〇〇〇 一戸につき 五、八三〇〇〇

2 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき 二、六八〇〇〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき 一九一〇〇〇
4 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき 九八六〇〇
6 その他の行政費	道府県税の税額	千円につき 一二七〇〇
1 徴税費	恩給受給権者数	一人につき 四五、〇〇〇〇
2 恩給費	人口	一人につき 五七二〇〇
3 その他の諸費	面積	一平方キロメートルにつき 一八〇、〇〇〇〇
7 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき 九五〇〇〇
8 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき 二五〇〇〇

1 消防費	人口	一人につき 五七六〇〇	
二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 一七九〇	
1 道路費	道路の延長	一メートルにつき 一六七〇	
2 橋りよう費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき 四五四〇〇	
3 港湾費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき 七八四〇〇	
	港湾(漁港を含む)の延長 における外かく施設の延長	一メートルにつき 二、三一〇〇〇	
4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき 四、四〇〇〇	
5 その他の土木費	土地区画整理事業の施行地区の面積	一平方メートルにつき 二二七〇〇	
三 教育費	人口	一人につき 一四二〇〇	
	1 小学校費	児童数	一人につき 二、〇三〇〇
	2 中学校費	学級数	一学級につき 一四三、二〇〇〇
	3 高等学校費	学校数	一校につき 七〇四、〇〇〇〇
	4 その他の教育費	生徒数	一人につき 二、二六〇〇〇
5 産業経済費	学級数	一学級につき 一五九、一〇〇〇〇	

昭和四十一年四月十五日 衆議院会議録第四十一号 地方交付税法の一部を改正する法律案外一案

市町村	四 厚生労働費	三 高等学校費	二 徴税費	一 戸籍住民登録費	その他	七 災害復旧費	八 特定償還費	九 辺地対策事業償還費							
1 生活保護費	2 社会福祉費	3 保健衛生費	4 清掃費	5 労働費	6 産業経済費	1 農業行政費	2 商工行政費	3 その他の産業経済費	4 その他の行政費	5 徴税費	6 戸籍住民登録費	7 徴税費	8 戸籍住民登録費	9 徴税費	
市部人口	人口	人口	人口	失業者数	農業者数	農工業の従業者数	林業、水産業及び鉱業の従業者数	市町村税の税額	本籍人口	世帯数	人口	面積	災害復旧事業費の財源に充てられた地方債の元利償還金	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	辺地対策事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	千円につき	一人につき	一世帯につき	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき
三七八〇〇	一〇〇〇〇	一〇二八〇〇	四七六〇〇	八六、八〇〇〇	四、四〇〇〇〇	三三二一〇〇	二、一七六〇〇	一三三〇〇	五八〇〇	二五三〇〇	一、二〇〇〇〇	三五二、〇〇〇〇	九五〇〇〇	二五〇〇〇	五七〇〇〇

5 昭和四十一年度分限り、法第二条第五号の基準財政収入額は、法第十四条の規定によつて算定した額に、道府県にあつては当該道府県に對して交付すべき第一種特例交付金の額の百分の八十の額を、市町村にあつては当該市町村に對して交付すべき第一種特例交付金の額の百分の七十五の額をそれぞれ加算した額とする。
(端数計算等)

第六条 各都道府県又は市町村若しくは特別区に對して交付すべき第一種特例交付金の額又は第二種特例交付金の額を算定する場合には、千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 第一種特例交付金の総額が第三条第一項及び前項の規定によつて各都道府県又は市町村若しくは特別区について算定した額の合算額をこえる場合は、第二種特例交付金の総額が第四条第二項及び前項の規定によつて各都道府県について算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、法第十五条に規定する特別交付税の額の算定の例により、各都道府県に對して交付するものとする。

3 法第八条、第九条及び第十七条の規定は、臨時地方特例交付金の額の算定及び交付に關する事務について準用する。この場合において、法第十七条中「市町村」とあるのは、「市町村及び特別区」と読み替へるものとする。

4 この法律に定めるもののほか、臨時地方特例交付金の交付に關し必要な事項は、自治省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の二中「砂防」の下に、「港湾」を加える。

3 後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律(昭和三十六年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第十二項を第十三項とし、第五項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 昭和四十二年度において第二条第一項及び第三条第一項の規定を適用する場合には、第二条第一項中「当該年度前三年度内の各年度に係るもの」とあるのは、「昭和三十八年度から昭和四十年年度までの各年度に係るもの」とする。

理由

地方財政の健全な運営を図るため、昭和四十一年度限り、地方公共団体に對して臨時地方特例交付金を交付することとし、これに伴い同年度分の普通交付税の額の特例を設けるとともに、同年度分の基準財政需要額の算定に用いる測定単位、測定単位の數値の補正方法、単位費用等の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長岡崎英城君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○岡崎英城君 ただいま議題となりました二法案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の率を二・五%引き上げて三・二%とするともに、基準税額の算定基礎の一部を改め、また、人口急減補正を設けることができることとし、さらに、地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例を定めようとするものであります。

本案は、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案とともに三月十一日付託され、同二十五日附法案について政府から一括して提案理由の説明を聴取した後、慎重な審査を行なったのであります。四月十四日、本案に対する質疑を終了しましたところ、自由民主党から、施行期日を「公布の日」に改める修正案、また、日本社会党から、地方交付税の率を三七%に引き上げるとともに、施行期日を「公布の日」に改める修正案が提出されました。

かくて、討論を省略して採決の結果、自由民主党提出の修正案は賛成多数をもって可決、日本社会党提出の修正案は賛成少数をもって否決、自由民主党提出の修正部分を除く政府原案は賛成多数をもって可決、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案について申し上げます。本案は、地方財政の健全な運営をはかるため、昭和四十一年度に限り、地方団体に対し臨時地方特例交付金四百十四億円を交付することとし、これに伴い同年度分の普通交付税の特例を設けることにも、基準財政需要額の算定に用いる測定単位、補正方法及び単位費用等の特例を設けようとするものであります。

四月十四日、本案に対する質疑を終了しましたところ、自由民主党から、施行期日を「公布の日」に改める修正案が提出されました。

かくて、討論を省略して採決の結果、自由民主党提出の修正案及び修正部分を除く政府原案は賛成多数をもって可決、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、三党共同提案により、地方自主財源を充実強化すること、特別事業債に振りかえられた公共事業費等の地方負担分にかかる元利償還金を補てんすること、都市特に指定都市の財源を増強すること等を内容とする附帯決議を付することに決した次第であります。(拍手)

〔参照〕

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
 地方交付税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
 附則第一項中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案に対する修正案(委員会修正)
 昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

○議長(山口喜久一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正であり、また、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
 ○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第五 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
 ○議長(山口喜久一郎君) 日程第五、健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出) 日程第五、健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

等の一部を改正する法律案を議題といたします。

健康保険法等の一部を改正する法律案

右
 昭和三十九年十二月二十八日
 内閣総理大臣 佐藤 榮作

健康保険法等の一部を改正する法律案(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二五級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上
第二六級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上
第二七級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上
第二八級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上
第二九級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上
第三〇級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
第三一級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上
第三二級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上
第三三級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上
第三四級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上
第三五級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上
第三六級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上

第七十一条ノ四第一項中「次ニ定ムル場合ヲ除クノ外千分ノ六十」を「千分ノ七十」に改め、同条第

昭和四十一年四月十五日 衆議院會議録第四十二号 健康保險法等の一部を改正する法律案

二項を削る。

(船員保險法の一部改正)

第二条 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中 第二五級 七六、〇〇〇円 二、五三〇円 七四、〇〇〇円以上

第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上
第二六級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上
第二七級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上
第二八級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上
第二九級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上
第三〇級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上

に改める。

第四十一条第一項第一号中「最終標準報酬月額ニ應ジ別表第一ノ三ノ乗ジテ得タル金額」を「左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 最終標準報酬月額ニ應ジ別表第一ノ三ノ乗ジテ得タル額
別表第一ノ三ノ乗ジテ得タル額

ロ 三万円ト平均標準報酬月額ノ百分ノ百ニ相当スル額ト合算シタル額ニ應ジテ得タル額
疾ノ程度ニ應ジ別表第一ノ三ノ乗ジテ得タル額

第四十一条ノ二第一項中「三級」を「五級」に改める。

第四十二条第一項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ應得ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ハ最終標準報酬月額ノ百分ノ三十二ニ相当スル額

準報酬月額ニ應ジ別表第一ノ三ノ乗ジテ得タル金額トス

第四十二条ノ二中「障害年金ノ六年分」を「其ノ應得ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第四十二条ノ三第三項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ應得ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

第四十二条第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十条ノ二第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 前条第二号に該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ二月半分ニ相当スル額

ロ 七千五百円
ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ三十二ニ相当スル額

三 前条第三号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ五月分(職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ当該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二月半分)ニ相当スル額
ロ 一万五千元

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ六十二ニ相当スル額

第五十条ノ二第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条に次の一項を加える。

遺族年金ノ額ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル額六万円ニ滿タザルトキハ之ヲ六万円トス

第五十条ノ八第一号中「障害年金ノ六年分」を「其ノ應得ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

第四十二条第二項ノ規定ハ前項第一号ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十八条第一項中「家族葬祭料及」を「及家族葬祭料ニ要スル費用並ニ」に、「相当スルモノニ要スル費用」を「対応スルモノニ要スル費用」に改め、同条第五項中「千分ノ百九十四」を「千分ノ二百三」に、「千分ノ百八十三」を「千分ノ百九十二」に改める。

九十二に改める。

第六十条第一項中「百九十四分ノ六十五」を「二百三分ノ六十六・五」に、「百九十四分ノ百二十九」を「二百三分ノ百三十六・五」に、「百八十三分ノ五十九・五」を「百九十二分ノ六十一」に、「百八十三分ノ百二十三・五」を「百九十二分ノ百三十一」に改める。

別表第一を次のように改める。

廃疾ノ程度	月数	率
一級	八・〇月	一・二五
二級	七・〇	
三級	六・五	
四級	六・〇	一・〇〇
五級	五・五	
六級	五・〇	
七級	四・二	〇・七五

別表第一ノ二の次に次の一表を加える。

別表第一ノ三

廃疾ノ程度	月数
一級	四八月
二級	四二
三級	三九
四級	三六
五級	三三
六級	三〇
七級	二五

別表第二を次のように改める。

三級	二級	一級	廢疾ノ程度	月數
				二〇月
				一五
				一二

七級	六級	五級	四級	九
				六
				四
				二

別表第四上欄中

六級	一	二	三	四	五	六	七
一	二	三	四	五	六	七	八
九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六

七級	一	二	三	四	五	六	七
一	二	三	四	五	六	七	八
九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六

を

同表の備考第二号中「万国式視力表」を「万国式試視力表」に改める。

別表第五上欄中

一級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二

を

に改め、

削り、「二級」を「一級」に、「三級」を「二級」に、「四級」を「三級」に、「五級」を「四級」に、「六級」を「五級」に、「七級」を「六級」に、「八級」を「七級」に改める。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第三条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 船員保険法第二十条の規定による被保険者(以下「船員保険の任意継続被保険者」といふ。)であつたことがある者(船員保険の任意継続被保険者であつた期間を基礎として計算された脱退手当金の支給を受けた者を除く。以下同じ。)及び船員保険法第三十四条第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たしたることによる老齢年金(以下「船員保険法による

老齢年金」といふ。)の受給権者であつて六十五歳以上であるもの(以下「船員保険の高齢受給権者」といふ。)については、前二項の規定は、適用しない。

第三条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法による老齢年金の受給権者であつて六十五歳以上であるもの(以下「厚生年金保険の高齢受給権者」といふ。)については、前二項の規定は、適用しない。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 厚生年金保険の高齢受給権者が、船員保険の被保険者(組合員たる船員保険の被保険者を除く。)となつたときは、厚生年金保険法による老齢年金又は同法第五十八条第一号の規定による遺族年金に關しては、その者の船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失を厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失と

昭和四十一年四月十五日 衆議院會議録第四十一号 健康保険法等の一部を改正する法律案

みなすほか、第二条第一項の規定を準用する。

2 第二条第二項の規定は、前項の者につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合に準用する。

第四条第一項中「船員保険の任意継続被保険者であつたことがある者」の下に「又は船員保険の高齢受給権者」を加え、「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第三条第二項」に改める。

第八条第二項及び第九条第二項中「(第六条第二項において準用する場合を含む。)」の下に「又は第三条の二第二項において準用する第二条第二項」を加える。

第十条第一項中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第十一条第一項第二号及び第三項中「(達した後)を達した月以後」に改める。

第十二条第一項各号を次のように改める。

一 船員保険法第三十五条第一号の規定により計算した額

二 厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外して船員保険法第三十五条第二号の規定により計算した額

三 厚生年金保険の被保険者であつた期間に二つの規定により計算した額(厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、同条第四項本文の規定により計算した額)

第十二条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、船員保険の被保険者

であつた期間とみなされる厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金保険法第六六条に規定する厚生年金基金(以下「基金」という。)の加入員であつた期間であるときは、当該加入員であつた期間は、同項第三号に掲げる額の計算の基礎としな

の取扱ひ)に改め、同条に次のただし書を加える。

3 厚生年金保険法第四十四条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の老齢年金について準用する。この場合において、これらの規定中「第一項」とあるのは、「厚生年金保険及び船員保険文渉法第十二条第二項本文」と読み替

るものとする。

第十三条の二第一項中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加え、同条中「第十四条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、「第四十三条」の下に「及び第四十四条の二」を、「第四十六条の四」の下に「及び第四十六条の五」を加える。

第十八条の見出し中「任意継続被保険者であつたことがある者」の下に「又は高齢受給権者」を加え、同条に次の一項を加える。

第十四条ただし書中「但し、」を「ただし、六十五歳に達した日以後において船員保険の被保険者の資格を取得したとき、又は」に改める。

第二十三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者には、船員

第十五条第一項ただし書を次のように改める。

第三十四条第一項第二号に規定する期間を満たしていることにより支給する老齢年金についても、同様とする。

ただし、六十五歳に達した日以後において厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

第十九条第一項及び第十九条の二中「第二条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第十五条第二項及び第三項を削る。

第十九条の三第一項中「当該通算老齢年金の支給」を「当該通算老齢年金(その受給権者が六

第十六条の見出しを「(船員保険法第三十四条

十五歳以上であるときは、その額の百分の二十に相当する部分に限る。)の支給」に、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第二項中「通算老齢年金の支給が」を「船員保険法による通算老齢年金がその全額につき支給を」に改める。

第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金

第二十条第一項中「第四十六条」を「第四十六条第二項」に改め、「第四十三条第一項」の下に「又は第四十四条ノ三第一項」を加え、「左の區別によつて」を「その者の選択により」に改め、「同法第三十四条第一項第二号の規定による老

第二十一条第二項中「第三十九条」を「第三

第二十一条第二項中「第三十九条」を「第三十九条の二」を加え、「第六十五条」を「第六十六条」に改める。

第二十五条第二項中「第三十九条」を「第三

第二十五条第二項中「第三十九条」を「第三

第二十五条第二項中「第三十九条」を「第三

第二十五条第二項中「第三十九条」を「第三

第二十五条第二項中「第三十九条」を「第三

第二十五条第二項中「第三十九条」を「第三

第二十五条第二項中「第三十九条」を「第三

第二十五条第二項中「第三十九条」を「第三

第二十五条第二項中「第三十九条」を「第三

第二十五条第二項中「第三十九条」を「第三

九条第一項に改める。

第二十六条を次のように改める。

(遺族年金のの特例)

第二十六条 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に船員保険法第三十四條第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する船員保険法による遺族年金の額は、同法第五十條ノ二第一項第一号の規定にかかわらず、第十二條第一項の例により計算した額の二分の一に相当する額(その額が六万円に満たないときは、六万円)とする。

第二十七條第二項を次のように改める。

2 前項の規定により年金の額を比較する場合においては、厚生年金保険法による遺族年金については、同法第六十條第一項及び第二項の規定により算定した額によるものとし、船員保険法による遺族年金については、同法第五十條ノ三の規定により加給すべき金額を加算した額によるものとする。

第二十八條中「第二條第一項」の下に「若しくは第三條の二第一項を加え、」第四十二條第一項各号を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二十九條第一項中「第四十二條第一項各号」を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第三十一條中「船員保険法による老齢年金」の下に「(同法第三十八條第一項の規定によりその

額の一部につき支給を停止されている老齢年金を除く。）」を加え、「百分の二十」を「百分の二十五」に改める。

第三十二條中「第二條第一項」の下に「若しくは第三條の二第一項を加え、」第四十二條第一項各号を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(基金又は厚生年金基金連合会が支給する年金たる給付の基準等)

第三十三條 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、基金の加入員又は加入員であつたものに対する船員保険法による老齢年金は、厚生年金保険法第九章の規定の適用については、同法による老齢年金とみなす。

附則

(施行期日等)

第一條 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條及び第二條の規定並びに附則第二條から附則第十條まで及び附則別表の規定 昭和四十一年二月一日

二 第三條中厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二條第二項の改正規定、同法第十三條の二中一項を加える改正規定、同法第十三條の二「第四十三條」の下に「及び第四十四條の二」を加える改正規定及び「第四十六條の四」の下に「及び第四十六條の五」を加える改正規定並びに同法第三十二條の次に一條を加える改正規定

定 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)附則第一條に規定する政令で定める日

三 第三條中前号に掲げる改正規定以外の改正規定及び附則第十一條から附則第十七條までの規定 この法律の公布の日

2

第三條中前項第三号に掲げる改正規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法(以下「新交渉法」という。)第十二條第一項、第十三條の二、第二十六條及び第三十一條の規定並びに附則第十二條から附則第十五條までの規定は、昭和四十年五月一日から、その他の新交渉法の規定並びに附則第十六條及び附則第十七條の規定は、同年六月一日から適用する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 昭和四十一年二月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、同年一月の標準報酬月額が五万二千円である者の同年二月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年二月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、第一條の規定による改正後の健康保険法第三條の規定を適用する。この場合において、その者が厚生年金保険の被保険者であつて、その者の同年二月における厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による標準報酬月額が五万二千円又は五万六千円であるときは、健康保険法第三條第三項の規定にかかわらず、その者の同年二月における厚生年金保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正

後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

第三條 昭和四十一年一月以前の月に係る健康保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 昭和四十一年二月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七條の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年一月の標準報酬月額が七万六千円(報酬月額が七万八千円未満である者を除く。)である者については、同年二月からその標準報酬を改定する。

第五條 昭和四十一年二月一日において既に船員保険法による職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額を、従前の額と同法別表第四上欄に規定する廃疾の程度に応じ附則別表中欄に規定する金額とを合算した額とし、その額(加給金の額を除く。)が同表下欄に規定する金額に満たないときは、これを同表下欄に規定する金額とする。

第六條 前條に規定する障害年金について昭和四十一年二月一日以後船員保険法の規定によりその額を改定する場合におけるその額の算定に關しては、第二條の規定による改正後の同法第四十一條第一項第一号中「左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額(十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上二年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬月額ノ六分ニ相当スル金額ヲ加ヘタル額トス)」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月

数ヲ乗ジテ得タル額ト 廢疾ノ程度ニ応ジ健康保険法等の一部を改正する法律(昭和 年法律 第 号)附則別表中欄ニ定ムル金額トヲ合算シタル金額(十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相当スル額ヲ加ヘタル金額トシ其ノ額同表下欄ニ定ムル金額ニ満タザルトキハ同表下欄ニ定ムル金額トス)とする。

第七條 附則第五條に規定する障害年金のうち、船員保険法別表第四上欄に規定する廢疾の程度四級又は五級に該当する者に支給する障害年金については、第二條の規定による改正後の同法第四十一條ノ二第一項の規定による加給は、昭和四十一年二月分から行なう。

第八條 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十條第二號の規定による遺族年金を受け権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額を、従前の額と一万二百円とを合算した額とし、その額(加算金の額を除く)が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

2 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十條第三號の規定による遺族年金を受け権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額を、従前の額と二万四百円とを合算した額とし、その額(加給金の額を除く)が六万五千四百円(第二條の規定による改正前の同法第五十條ノ二第一項第三號かつこ書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円)に満たないときは、これを六万五千四百円(同号かつこ書に該当する者に支給する遺族年

金にあつては、六万円)とする。

第九條 船員保険法による職務上の事由による障害年金及び同法第五十條第二號又は第三號に該当したことによる遺族年金のうち、昭和四十一年一月以前の月に係る分であつて、同年二月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十條 昭和四十一年一月以前の月に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 昭和四十年六月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において、厚生年金保険法による老齢年金の受給権者であつて六十五歳以上であるものが船員保険の被保険者となつた後に死亡した場合において、その者の遺族に船員保険法第五十條第一號の規定による遺族年金が支払われたときは、その支払われた遺族年金は、新交渉法第三條の二の規定が適用されることによりその者の遺族に新たに支給されることとなる厚生年金保険法第五十八條第一號の規定による遺族年金の内払とみなす。

2 昭和四十年六月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において、船員保険法による老齢年金の受給権者であつて六十五歳以上であるものが厚生年金保険の被保険者となつた後に死亡した場合において、その遺族に厚生年金保険法第五十八條第一號の規定による遺族年金が支払われたときは、その支払われた遺族年金は、新交渉法第四條の規定が適用されることによりその者の遺族に新たに支給されることとなる船

員保険法第五十條第一號の規定による遺族年金の内払とみなす。

第十二條 昭和四十年五月一日において現に船員保険法による老齢年金の受給権を有する者に支給する老齢年金のうち、その額が第三條の規定による改正前の厚生年金保険及び船員保険交渉法(以下「旧交渉法」という)第十二條の規定により計算された老齢年金については、その額(加給金の額を除く)を新交渉法第十二條第一項の規定により計算した額とする。

第十三條 昭和四十年五月一日において現に船員保険法による遺族年金の受給権を有する者に支給する遺族年金のうち、次の各号に掲げるものについては、それぞれその額(加給金の額を除く)を当該各号に規定する額とする。

一 その額が旧交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金の額の二分の一に相当する遺族年金 新交渉法第十二條第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額(その額が六万円に満たないときは、六万円)

二 その額が旧交渉法第二十六條の規定により計算された遺族年金 船員保険法第五十條ノ二第一項第一號の規定により計算した額(その額が六万円に満たないときは、六万円)

第十四條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法又は船員保険法による老齢年金の受給権を有する者に支給する旧交渉法第十三條の二の規定によつて計算された特別加給金については、その額を、新交渉法第十三條の二の規定によつて計算した額とする。

第十五條 前三條に規定する保険給付のうち、昭和四十年四月以前の月に係る分であつて、同年

五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十六條 厚生年金保険法附則第二十八條の二の規定による特例老齢年金又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)附則第十七條の規定による特例老齢年金は、新交渉法第十九條の二及び第十九條の三の規定の適用については、それぞれ厚生年金保険法又は船員保険法による通算老齢年金とみなす。

第十七條 厚生年金保険法第五十九條の二の規定は、新交渉法第二十四條に規定する遺族年金に關しては、昭和四十年六月一日前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、同日においてまだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなり同日においてまだその死亡の時期がわからない船員保険の被保険者又は被保険者であつた者についても、準用する。

附則別表

附則別表

廢疾の程度	金	額
一級	五万一千円	十二万三千元
二級	五万一千円	十一万四千元
三級	四万八百元	九万九千三百円
四級	四万八百元	九万四千八百円
五級	四万八百元	九万三百円
六級	三万六百元	七万五千六百円
七級	三万六百元	六万八千四百円

理由

政府管掌健康保険及び船員保険の保険財政の推移にかんがみ、応急対策として標準報酬等級及び保険料率を改定するとともに、最近における社会経済情勢の変動にかんがみ、船員保険の職務上の事由による年金給付の内容を改善し、あわせて、厚生年金保険及び船員保険両制度間における高齢者に対する老齢年金の取扱い等に関し適切な調整措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長田中正巳君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田中正巳君登壇〕

○田中正巳君 たいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、健康保険法の一部改正について申し上げます。

近年における健康保険財政は、多額の赤字が生じ、きわめて逼迫した事態となっておりますので、本案は、とりあえず応急対策として、標準報酬月額額の最高額を現行の五万二千円から十万四千円に、また、保険料率を現行の千分の六十三から千分の七十に引き上げることとあります。

次に、船員保険法の一部改正について申し上げます。

改正の第一は、健康保険の場合と同趣旨で、標準報酬月額額の最高額を現行の七万六千円から十万四千円に、また、疾病部門にかかる保険料率の一般給付分を現行の千分の五十一から千分の五十四に、災害補償分を現行の千分の四十から千分の四十六に、それぞれ引き上げることとあります。

第二は、労働者災害補償保険法等にならない、職務上の障害年金及び遺族年金の額を引き上げるとともに、既決定の職務上の障害年金及び遺族年金の額についても、改正案の算定方式に準じ所要の引き上げ等を行なうこととあります。

次に、厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正について申し上げます。

本案は、厚生年金保険及び船員保険制度間における高齢者に対する老齢年金の取扱い等に関し適切な調整措置を講じようとするものであります。

本案は、昨四十年十二月二十八日に提出され、本年三月一日本会議において趣旨説明が行なわれ、同日日本委員会に付託となり、自來、きわめて熱心なる質疑応答が行なわれたのであります。その詳細は会議録で御承知願います。

かくて、四月十四日、質疑を打ち切り、討論を行ないましたが、さらに自由民主党、日本社会党、民主社会党の三派共同による修正案が提出されました。

その内容は、健康保険の保険料率については、千分の七十を千分の六十五に改めるとともに、健康保険法及び船員保険法の施行期日については「公布の日」とし、保険料率、標準報酬額に関する部分は四月一日から、職務上年金部門については二月一日から適用することとあります。

次いで、採決を行ないましたところ、本案は多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、「政府管掌健康保険の国庫負担の定率化については、抜本対策の際検討すること。」との附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

健康保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち健康保険法第七十一条ノ四第一項の改正規定中「千分ノ七十」を「千分ノ六十五」に改める。

第二条のうち船員保険法別表第一の改正に関する部分中「別表第一」を「別表第一の表」に改める。

第二条のうち船員保険法別表第二の改正に関する部分中「別表第二」を「別表第二の表」に改める。

附則第一条第一項を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条のうち厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二条第二項の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十三条の二中「第四十三条」の下に「及び第四十四条の二」を、「第四十六条の四」の下に「及び第四十六条の五」を加える改正規定及び同法第三十二条の次に一條を加える改正規定は、厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

附則第一条第二項中「第三条中前項第三号に掲げる」を「第三条のうち第一項ただし書に規定する改正規定以外の」に改め、「第十三条の二」を削り、「附則第十二条から附則第十五条まで」を「附則第十四条から附則第十七条まで」に、「附則第十六条及び附則第十七条」を「附則第十八条及び附則第十九条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第一条の規定による改正後の健康保険法第三条第一項及び第七十一条ノ四第一項の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第四条第一項、第五十九条第五項及び第六十条第一項の規定並びに附則第二条から附則第四条まで及び附則第十二条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

3 第二条の規定による改正後の船員保険法第四十一条第一項、第四十一条ノ二第一項、第四十二条、第四十二条ノ二、第四十二条ノ三第三項及び第四項、第五十条ノ二、第五十条ノ八、第五十八条第一項、別表第一、別表第一ノ三、別表第二、別表第四及び別表第五の規定並びに附則第五条から附則第十一条まで及び附則別表の規定は、昭和四十一年二月一日から適用する。

附則第二条中「昭和四十一年二月一日前」を「昭和四十一年四月一日前」に、「同年一月」を「同年三月」に、「同年二月」を「同年四月」に、「同年二月一日」を「同年四月一日」に、「同年二月」を「同年四月」に改める。

附則第三条中「昭和四十一年一月」を「昭和四十一年三月」に改める。

附則第四条中「昭和四十一年二月一日」を「昭和四十一年四月一日」に、「同年一月」を「同年三月」に、「同年二月」を「同年四月」に改める。

昭和四十一年四月十五日 衆議院會議録第四十一号

銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(西村閣一君の質問)

附則中第十七条を第十九条とし、第十一条から第十六条までを順次二条ずつ繰り下げる。

附則第十條中「昭和四十一年一月を「昭和四十一年三月」に改め、同条を附則第十二条とし、附則第九條を附則第十一条とし、附則第八條を附則第十條とし、附則第七條の次に次の二條を加える。

第八條 昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において、第二条の規定による改正前の船員保険法の規定により職務上の事由による障害手当金を受ける権利を取得した者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき同条の規定による改正後の同法の規定により職務上の事由による障害年金を受ける権利を取得したときは、その者は、当該障害手当金を受ける権利を取得しなかつたものとみなす。

第九條 昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において第二条の規定による改正前の船員保険法第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当しなかつた者であつて、その該当しなかつた際同条の規定による改正後の同法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当するものに対しては、同条の規定による改正前の同法第四十二條の規定にかかわらず、同法同条の規定による一時金は、支給しない。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

「賛成者起立」

アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(西村閣一君の質問)

○議長(山口喜久一郎君) アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。外務大臣権名悦三郎君。

〔外務大臣権名悦三郎君登壇〕

○國務大臣(権名悦三郎君) アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、趣旨を御説明いたします。

アジア地域の経済開発を促進するために金融機関を設立すべきであるとの要望が、一九六三年十二月に開催されたエカフエ諸国の閣僚会議において、アジア開発銀行設立計画という形で具体化されて以来、協定案の作成について交渉が続けられてまいりましたところ、昨年十二月二日から十二月四日までマニラで開催された全権会議において、同協定案が採択され、その署名開放の期限たる本年一月三十一日までに、わが国を含む三十一カ国が同協定に署名しております。

この協定は、アジア及び極東の地域における経済成長及び経済協力を助長し、同地域内の低開発諸国の経済開発の促進に寄与するために、アジア開発銀行を設立することを目的とするものであり、銀行の当初の授權資本を十億ドルと定めるとともに、銀行の諸業務の詳細、総裁、総務会及び理事会等からなる銀行の組織及び機能、銀行及び

その職員等に対する特権、免除等について規定しております。

この協定は、また、少なくともエカフエの域内国十カ国を含み、かつ、授權資本の六五%以上を代表する十五の署名国が、批准書または受諾書を国際連合事務総長に寄託したときに効力を生ずることとなつており、受諾書または批准書の寄託期限は本年九月三十日以前となつております。

アジアに位置し、かつ、エカフエ域内各国と緊密な協力関係にあるわが国といたしましては、この銀行の活動を通じて、アジア地域における経済協力に貢献し、もつてアジア諸国とのきずなをより強固なものにしていく必要があるとの見地に立ち、政府は、銀行に二億ドルを出資することを予定するとともに、この協定の採択のための全権会議の最終日である昨年十二月四日に、他の多数の諸国とともにこの協定に署名した次第であり、早急にこの協定を受諾することがきわめて望ましいと考えております。

以上がアジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出)の趣旨説明(拍手)

アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。西村閣一君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔西村閣一君登壇〕

○西村閣一君 私には、ただいま趣旨説明のありましたアジア開発銀行協定につき、日本社会党を代表し、総理並びに関係各大臣に、以下若干の質問を行なおうとするものであります。(拍手)

まず第一は、わが国外交の基本方針については、歴代の自由民主党政府は、わが国の外交方針として、国連中心主義、自由主義諸国との協調、アジア外交の推進の三原則を外交の基調とする旨しばしば述べてこられました。佐藤内閣もこの方針を踏襲しておられることには変わりありませんが、私の疑問といたしますところは、今日の大国内中心主義の不完全な国連の問題はさておき、自由主義諸国との協調とアジアの一国としての立場の堅持とは相矛盾するものを持っていないかという点であります。

戦後初めてわが国が提唱して、先般東京において開催せられた東南アジア開発閣僚会議においても、政府は、国民所得の1%の援助を主として東南アジアの諸国に振り向けようとする約束されたのであります。これがさしずめ国内的に増税や物価引き上げと同じ経済要因となるかどうかという問題は別として、私がお尋ねいたしたいのは、低開発諸国に対する経済援助の理念をどこに置いておられるかということでありました。

第二次大戦後、植民地支配から脱して政治的独立を達成したアジア・アフリカ、ラテンアメリカの諸国は、先進資本主義諸国に対して、経済的にも独立を要求して、開発や援助よりも、その経済成長率を高め、工業化を進めるための貿易環境の改善を強く要求していることは、政府も御承知のところでありました。その援助は、実際には被援助

国の従属化に役立たせるかのようなものであつてはならないことは申すまでもありません。わが国は、アジアの一國として、アジア人とともに考え、アジア人とともに悩み、アジア人とともに行動することによつて、西歐先進諸國にインパクトを加える役割を持つていゝと思うが、總理のお考えはいかがでございますか。

政府の最近の外交政策を見ますと、口にアジアの一員としての立場を堅持すると言いつつ、實際には自由主義諸國との協調、もつとはつきり言えば、いまアジアにおいて失敗に失敗を重ねてゐるアメリカの外交政策に追従してゐるような印象を強く受けるのであります。追従するだけではなしに、アメリカの失敗のしりぬぐいをしてしようとするのが佐藤内閣のアジア外交の本質でありま

す。昨年十一月二十三日、第二十回國連總會本會議において表決を問うた中國代表権問題を例にとつてみましても、アジア諸國で重要事項指定方式に賛成した國は、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、トルコ、ヨルダン、レバノンの八カ國に対し、反対した國は、アフガニスタン、カンボジア、ビルマ、セイロン、インド、ネパール、パキスタン、シンガポール、イラク、シリア、イエメン、モンゴルの十二カ國を数え、六年の第十六回總會のときの十対十に比べ、八対十二と反対の意思表示をした國のほうが多くなつてゐるのであります。したがつて、わが國が真にアジアの一員としての立場を貫こうとするならば、当然アジア諸國の大勢にくみして反対票を投ずるか、さもなければ、せめて棄権して、共同提案國の立場をとるべきではなかつたと思ひますが、

いかがでございますか。

すでに今日においては、アジアの諸問題ばかりでなく、世界的に重要な多くの事項が、中華人民共和國の参加なしには何ら効果のある解決策が見出されないことははや常識となつてゐるのに、また、アメリカにおいてさへも、ダレス氏の中国封じ込め政策はいまや重荷になつてきつた情勢であるにかかわらず、政府はいつまでこの現実に目をおおおうとするのでございましょうか。このこと自体、アジア諸國のわが國に対する不信感を増す結果となつてゐることをおそれるがゆゑに、政府のアジア外交の基本的態度について、この際明確にお聞きしておきたいのであります。

特に、最近のベトナム情勢について見ましても、政府は、アメリカのベトナムにおける軍事行動を肯定し、ライシャワー大使でさえも戸惑うくらいアメリカの肩を持つておられるのであります。いまや、南ベトナムのユエやダナンやサイゴンにおいて、民衆の不平不満は爆発し、反政府運動は反米運動に転化しつづつあります。一時小康を得たかのように見えますが、二重内戦の危機は深まりつつあります。私は、昨年一月南北ベトナムを訪れましたとき、サイゴンのある影響力のある代表的知識人の一人から、「大きな声では言えないが、戦争はもう一日もごめん、共産主義はきらいだけれども、ホー・チ・ミンはわれらの英雄である。」というふうなことを聞かれました。今日、

ジョンソン大統領が十億ドルの札束を鼻先に突きつけて開発と援助をしようと言つても、一部の腐敗した軍人や政治家は歓迎するかもしれませんが、民衆の心をつかんでいない援助はどういう結果を生むかといふことは、今日のベトナムの現状

が如実に示してゐると思ひますが、以上の見地から、これら經濟援助のあり方について、總理、外務、通産の各大臣の御見解を承りたい。

第二番目にお伺ひいたしたいことは、アジア開発銀行の性格についてであります。

協定第三条によりますと、加盟國の地位はエカフエ加盟國に開放されることになつておりますが、それらの諸國の中で幾つかの國は署名してゐないようであります。その原因はどこにあるとお考えでございますか。また、域外先進國の出資金としては、アメリカの二億ドルは額が多過ぎると思ひませんか。アメリカの強力な発言権のもとにあるアメリカのひもつきの銀行に、日本が太鼓持ちをしてゐるような印象を受けますが、この点いかがでございますか。

もしアジア開発銀行が世界銀行のような性格を持つことになれば、われわれは、この銀行が實際にはアメリカの意向によつて運営され、決してアジア民族の真に欲するようなものにならないことをおそれるものでございます。(拍手)

例を東京都の水道料金の値上げ問題について申しますならば、都の水道料金の値上げに対して、都議會の社会党がストップをかけた。そのとたんに、世界銀行は、料金の値上げをしなれば金は貸さないと、政治的圧力をかけてきたのであります。日本國の首都東京は、いまだかつて外債を不払いにしたためしはございません。内政干渉もはなはだしいといわなければなりません。

われわれは、アジア開発銀行がこのような性格のものにならないかといふことを心配いたしております。國民の血税からなる七百二十億圓、二億ドルの巨費をこれに出資するのでありますから、

この際、このことについて大蔵大臣の所信を伺つておきたいのであります。

現在、アジアの地域、特にベトナムにおいて大規模の破壊行動が行なわれております。それだけでなく、貧しいアジアの諸國で、特にベトナムにおいて戦争をやめることをしないで、はたして經濟的發展が望まれるとお考えでございますか。まず戦争をやめて、それから經濟開發にかかるとは行なわれましても、現在の状態では、それが直接間接軍事目的に使用される場合があり得ると思ひます。道路、港灣施設その他純粋な産業開發のもののみとは言へません。また、アジアにはベトナムを含めて幾つかの紛争があります。その當事國の一方だけを援助することは、それが經濟目的であれ、医療目的であれ、教育目的であれ、受け入れる國と受け入れない國との対立をかき立て、戦争や紛争を鎮靜するより激化させ、さらに、援助供与國まで紛争に巻き込む危険があり、東南アジア全般の安定を考へることができなくなつてくると思ひますが、いかがでしょうか。總理、外務並びに当時の首席全權であられた藤山經濟企画庁長官の御見解を承りたい。

第三番目に、さきにもちよつと触れましたが、昨年四月七日、ジョンソン大統領がボルネオ市のジョンズホプキンス大学における演説において發表した、東南アジア開發のために十億ドルを出資する用意がある旨のいわゆるジョンソン構想とこのアジア開發との関連についてお伺ひをしたいと思います。

ジョンソン構想は、ベトナム戦争の處理について、軍事行動だけでは東南アジアの政治的安定、

また平和を確保することができないという考えから出発をし、その手始めとして、特別委員会をつくり、その委員長に前世界銀行総裁ブラック氏を任命したとのであります。アジア開発銀行協定は、このジョンソン演説をきっかけとしたかのように、急速にまとまり、あたかもジョンソン構想が肩がわりしてアジア開発銀行となつて発足するのではないかと、また、ジョンソン構想はマーシャル・プランのアジア版といわれ、一部の国から疑惑の目をもつて見られていたから、この際、ジョンソン構想がどのような形態、組織をもつて活動しているか、また、そのアジア開発銀行との関連性について、外務大臣並びに良心的知米派といわれている三木通産大臣にお伺いいたします。

第四番目に、東南アジア開発閣僚会議とアジア開発銀行との関係についてお伺いいたします。

新聞の報ずるところによりますと、この会議の共同コミュニケに、東南アジア諸国はそれぞれの政治的立場の違いを越えて経済開発で協力できるとの字句を織り込もうといたしましたが、フィリピン、南ベトナム、タイなど反共色の強い諸国の代表が強硬に反対したために、以上の字句が案文から削られたとのであります。その間の事情並びにこれに対する政府の所信、及び韓国が開催を希望しているアジア外相会議はアジア反共会議となる公算が大きいと思われ、政府はこれに出席するかどうか、また、アジア開発銀行と東南アジア開発閣僚会議との関係について、総理、外務、大蔵各大臣にお伺いをいたします。

最後に、第五番目にお伺いしたいのは、政府はアジア開発銀行の本店は当然東京に来るものと

して諸般の準備を進めておられたと伺っております。ところが、昨年十一月二十九日からマニラで開かれたエカフェの経済協力閣僚会議の最終日の十二月一日、二度にわたる決選投票の結果、僅差でマニラ誘致がまりました。会場を出る藤山首席代表の顔は青さめ、がっくりした表情は隠せなかつたと、当時の新聞は報じておりました。

私は、ここで、アジ銀の本店がどこになるかという問題を問題にしているのではないかと、この一つのことを例としてわかりやすく、外務省の情勢分析がいかにかい、言いかえれば、いかに不勉強であるかというものを物語っていると思うのでございます。(拍手)また、ただ単に不勉強だけでなしに、このことは、日本外交の姿勢そのものに問題があると思ふのであります。それは、日本外交のアジアにおける間違つた大國意識にあると思ふます。もちろん、國家に対する自信と誇りを保たなければならぬことは言うまでもありません。しかし、それ以上に、アジアの國の心をつかむことが大切であると思ふます。

アジアの國の心をしっかりとつかむかまないかということは、言うまでもなく、第一線にあつて絶えず接触を保っている在外公館であり、個々の外交官でございます。ところが、アジア諸國に派遣せられる外交官の中には、米國、英國等先進國に派遣される者に比し、何か一種の卑屈感を持つてゐる者があるのではないかと。したがつて、アジアの諸國に行きたがらない傾向があるといふことを聞いております。また、相手の面前では口に出しません、心の底では、われわれは世界の先進國、おまえたちとは違ふのだといった優越感がひそんでいて、ちょっとしたはずみにそれ

がちらつくようなことがあるのではないでしようか。

私は、日本の外交官は、世界のどの國の外交官と比べても、決して遜色があるとは思いません。東南アジア諸國の公館で働く外交官の中には、人知れず苦勞をしておられる方があることも知っております。しかし、今度のアジ銀東京誘致に失敗したことは、現地外交官の責任だけを追究するのではなく、何か日本のアジア外交の面反省しなければならぬ点があるのではないでしようか。それは、日本の間違つた大國主義に対する後進諸國の反発のあらわれではなかつたでしようか。これはまた、アジアの心をつかむアジア外交という点で従来少しく欠けるところがあつたことに對する頂門の一針ではなかつたでしようか。あえて総理並びに外務大臣の見解をただしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 西村君にお答えいたします。

國連中心主義、あるいは自由主義諸國との親交を重ね、同時にアジアにある國としての外交と、こゝろ三つの柱をいまままで言つていたが、このことですが、私もこの三つの柱で外交を進めていくつもりであります。

私が申し上げるまでもなく、アジアにはそれぞれの國がそれぞれの立場において政治を行なつておりますし、また、これがイデオロギーの相違でもあります。また、ときに、富める國、貧しき國、いわゆる開發途上にある國もあるわけであり、そういう意味で、種々の國が存在しておりますが、その中であつて、平和を守り、安定を希

望し、繁榮を願う、どうしたらいいか。これは、わが國の場合におきましては、しばしば申し上げておりますように、日本はこゝろ國々と仲よくして行く。それには、みずから自由を守り、平和に徹する、そのことが大事なんだ。そうしてすべての國と仲よくして行く。特定の國を敵視するといふようなことをしない。その意味において、どうかお互いに獨立を尊重し、内政に干渉されないこと、こゝろこゝろを願つて、そうしてわが國の外交を推進しておるわけでありませぬ。

私は、今回開かれましたアジア開發閣僚會議などは、その意味におきまして、相互の理解を深め、ただいま申し上げるようなその立場について十分理解し、お互いの主張等についても十分これを了解することができた、かように思ふますので、今後の協力の体制、その基盤ができたように感ずるのであります。私は、こゝろこゝろの事柄が積み重ねられて、そうしてアジアの安定と繁榮への道をたどることができ、かように思ふます。

ただいま、中共の國連加入の問題につきまして日本のとつた態度は、どうも解せないとお話がありました。しかし、私がしばしば申し上げておりますように、中共の國連加盟、これは隣國でありますだけに重要な問題であります。ことに、國民政府と條約を締結し、その間におきまして國際的な權利義務を持つ、そゝろこゝろの立場に於いて、中國代表権、そゝろこゝろの國連の加盟問題でありますだけに、これが慎重であるのは、これは當然といわなければならぬと思ふます。私は、この機会に重ねて申し上げますが、わが國は特定の國を敵視する、こゝろこゝろのことは絶対にし

ないのだ、この点の誤解のないように願っておきます。

また、アジア開発銀行、この問題につきましていろいろお話がありました、後ほど外務大臣からお答えをさせていただきます。

ただ、私は、この機会にも一言述べてみたいのは、ベトナム問題でございます。ベトナム問題に対するアメリカの態度、これを日本は特別に支援している、かようなことを言われておりますが、私は、アメリカの態度に対して十分の理解を持ち、また、これに対しても了解しております。

しかし、アメリカ自身が、同時に、十億ドルの経済開発、そういう決意をする、そういう用意があるということも申しております、アメリカ自身は、東南アジア諸国の安定と繁栄に多大の関心を示しておるのであります。この国がいわゆる北爆をするということ、そこらに矛盾があるのではないか、また、日本がこの北爆を承認しては、そこに矛盾があるのではないか、こういう御指摘だと思いますが、この点は、しばしば申し上げましたように、アメリカ自身はこの安定と平和を心から願っておりますが、南ベトナムにおけるいわゆる破壊活動、その行動は続けられておる。しかも、これに対する北からの援助がある。こういう点から、アメリカはやむを得ずして限定的な軍事行動をとっておる。このような状態を御了承いただきたいと思っております。

その他の問題につきましては、所管大臣からお答えをさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣(権名悦三郎君登壇)〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 戦争地域に対する経済援助は、これはおっしゃるとおり、実際上の効

果をあげることは至難でございますが、しかし、難民救済あるいは不足しておる医療援助、これは一そう必要なのではないか、こう考えております。ただ、一方に援助して片方にやらないというのは手落ちではないかというお話でございますが、もともと人道の意味でいろいろなことをやろうとしておるのでございまして、他方からの要請があれば、これは私どもは援助を執行するのによぶさかではございません。

それから、アジア開発のマネラに決定した事情は、これは外務省がぼんやりしておったのじゃないか、情勢分析が非常に甘かったのではないかと、いろいろなお話でございますが、今後一そうこういう方面には勉強させていただきますが、大体の観測といたしましては、本店も日本、総裁も日本、それじゃ少し欲張り過ぎるという考え方がずつと関係国にびまんしておったようございませぬ。そういう誤解を生ぜしめることは、これまた腕の足らないところかもしれませぬが、今後十分に気をつけませぬ。

開発閣僚会議において、一切の政治的な意図を乗り越えてという文句が、いよいよ共同宣言を出す場合に省かれたのはどういふわけだ、こういうお話でございます。これは会議開催までは、開催の趣旨というものは、あくまで純経済的にこれをやるのだ、政治的な意図は毛頭ないのだということをしてPRする。また、ただから宣伝ではなくて、全くそのとおりにわれわれは考えて、その趣旨が徹底するように極力宣伝をしまいたしたのであります。さて、会議がいよいよ実現いたしました、もう会議も終わって共同宣言を出すということになると、こういう文句はむしろ要らないじゃない

か、もうこの二日間にわたって、事実において、一切の政治的意図を乗り越えて純粋に経済会議をやったのだ、最後になって共同コミュニケを出す場合に、この文句があるほうが、むしろ、かえって痛くない腹を探られるようなもので、こんなものは要らないという話でございましたから、それはもつともだというので、これを省いたわけでありませぬ。

それから、南ベトナム国内の紛争の事実を徴して、いろいろ御批判、御意見の提出がございましたが、対アジア経済協力の性格は、あくまで、政治的意図によるものではなくて、これらの国を繁栄させる、そうして、ともどもに日本もその恩恵を分かち合ひ、こういう性格のものであるということとは再三申し上げておるのであります。

その点はひとつ御了解を願いたいと思っております。それから、韓国の提唱する外相会議、これは反共会議になるのではないかと、いろいろな御疑念を持っておられるようございしましたが、われわれも、そういうたような、意味のない、肩ひじを怒らしてただ揚言するといふような空疎な会議であつてはならぬ、そういう懸念を持つのであります。そして、そういう意味において、来たるバンコクにおける予備会議には、あの現地の大使に出席いたさせまして、そして十分に、そういう空疎たる会議にならぬように意見も言わせる。どうしてもわれわれの意図と反するような場合には、これは参加するかどうかということをおためて考えざるを得ない、こういう態度でございます。(拍手)

〔国務大臣(藤山愛一郎君登壇)〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) マニラにおけるアジア開発銀行の設立会議におきまして、日本に本店

誘致ができなかつたことはまことに遺憾でございますが、その原因を要約してみますと、三つほどに言えると思ひます。

一つは、先ほど権名外務大臣が言われましたように、日本は本店所在地をもちたいのであつて、私も、総裁は資金を運用する借り入れ側の実情に即した国の方が出るのが適當ではないかということとを各代表に申しましたけれども、しかし、やはり本店をとつたあとと日本に総裁がいくのじゃないかといふような心配がみんぎつておつたことは事実でございます。

それから第二は、この会議にあたりまして、私も今後考えなければなりません、会議の事前ですでに相當な取引が行なわれていたということでございます。たとえば、日本に投票するだろうと考へておりましたタイの国のごときも、SEATOの本部をマニラに持つていくか、タイに持つていくかといふことで、SEATOの本部がすでにタイにきまりましたので、それではその取引としてフィリピンにアジア開発銀行の本店を持つていく、タイとの間には取引ができておりましたことは、タイの代表が私にはつきり申したことでございます。たとえば、パキスタンのことでも、回教徒の關係及び印パ紛争におけるイランの自分の国に対する援助の状況等から見て、イランが立候補している限り、自分の国はイランに投票せざるを得ない、こういう立場をはつきり明確にいたしましたのでございまして、これら等々の問題を通じまして、やはり事前に相當な準備が必要であることを痛感いたしました次第でございます。

第三は、立候補いたしております各都会でもつてこの種の会議を開きませぬことが、いかに困難であ

りませぬ。

〔国務大臣(藤山愛一郎君登壇)〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) マニラにおけるアジ

ア開発銀行の設立会議におきまして、日本に本店

るかということを知ったわけでありまして、今後、立候補を相争う国の都会でこの種の會議を開かない、立候補していない国の都会で開くということが大事だと思ひます。われわれ、現地の新聞その他から、相当やはり不公正な論議を受けたのでございます。

これらを通じて——ただし、いかなる會議に出ましても、首席全權としては、それらの困難を乗り切つて日本勝致を達成しなければならぬのでございますが、私も最大の努力をいたしましたけれども、結果を得られないことについては、私自身、自責の念を持つておる次第でございます。

なお、アメリカが二億ドル出すから、相当にこの機關をアメリカが牛耳るのではないかと、いろいろな御質問の趣旨かと思ひます。しかし、条約によりまして、議決権につきましては、各国が基礎的に二割の平等の票を持ちまして、その上の八割は出資別で投票権を持つことになっております。したがって、原案によりまして、域内国が六割、域外国が四割でございます。当時までの状況から申せば、域内国が六割六分くらいの出資を申し込んでおり、域外国は三割に達しない出資でございます。したがって、四割、六割となりまして、議決権の数から申せば、当然域内国の意思が通つてまいるわけでございます。しかも、會議を通じて、域内国の心持は、相当に域外国に対して自主独立の立場で活動をしようにという気持が横溢いたしておつたのでございまして、たとへば、先ほども申しましたように、域内国の申し込みが六割以上に達したにもかかわらず、域外国の申し込みがまだ所定の数字に

達しない以上は、役員を選出を七、三で、域内七、域外三と規約になっておりますが、その出資が予定どおりになるまでは、役員は域外国からは二名にしほろろじゃないかということが、ほとんど全會の考え方でございます。そういう状況でございますから、私は、アメリカが二億ドルを出資いたしましたも、あの會議の席上を通じての域内国の意気込みから申しまして、それから、なお十億ドルの開発銀行の資金では十分足りませんので、将来ヨーロッパ等において債券を募集することになろうと思ひます。それらのことを相関連して考えてみますと、アメリカが二億ドルの出資でもつてこの中を完全に牛耳るということは考えられないことだと考えております。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕
○國務大臣(福田赳夫君) 私に対する質問の第一点は、アメリカが二億ドル出す、アメリカ的になるんじゃないか、そういう点であります。ただいま藤山長官からお答えがありましたとおりであります。私がつけ加えることはございません。

第二の点は、アジア開発銀行とアジア開発協會との關係いかん、こういうことでございまして、これは違つてゐる点もあるし、同じ点もある。違つてゐる点は、アジア開発銀行はエカフエの発想に基づくものであります。

これに反し、アジア開発協會のほうはわが國の政府の発想、発想の主体が違つてあります。それから地域が違つてあります。アジア開発銀行は、アジア全地域を対象とし、これに融資を行なふんとするものである。この間の開發會議のほうは、東南アジア諸國を相手にいたしておるわけでありまして、ただ、この二つの機關、これを通じま

してアジアの連帯が強化され、また同時に、その余慮がわが國にも反映してくるといふ点につきましては、これは同一の効果を待つ、こういうふうに考へます。

今日、世界では、ケネディラウンドに見られるがごとき世界的な連帯化の傾向、こういうものもありません。また、EECや、EFTAや、あるいはコモンに見られるような、地域の連帯を強化しようという傾向も見られる。そういう二つの潮流の間を処して、わが日本がアジアにおいてどういふ立場をとるべきか。やはり私は、世界的な規模における自由交流、連帯化の傾向に同調していかなければならぬと同時に、それと矛盾しないといふことを心しながら、同時に、アジア諸國との連帯を強化しなければならぬ。その方法は、いろいろな方法が出てくるということ、私は、これはむしろ歓迎すべきことじゃないか、さように考へておる次第でございます。アジア開発銀行と、アジア開發協會は少しも矛盾するところはない、かように考へております。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇〕
○國務大臣(三木武夫君) 西村君の私に対する御質問は、アジア開發がジョンソン構想の下請機關ではないか、どう思ふかという御質問であります。地域的に金融機關をつくるというのは世界的な傾向で、低開發國の開發を促進するためには金融機關が要る。ラテンアメリカにもアフリカにもできておつて、アジアにも数年前から、エカフエを中心として、アジアのイニシアチブで地域的な金融機關をつくらうではないかという動きがあつて、これが実を結んだものでありまして、ジョンソン構想はそれからずつとあとから出てきたので

あつて、ジョンソン構想が出てきたのでアジア開發ができたといふことは、そういうことではないといふことでございます。

第二点は、經濟協力に対するどういふタイプがあるかという御質問であります。これはやはり一つには資金、技術、貿易という面があるわけでありまして、

資金では、直接の借款あるいは合弁会社による現地で事業を興すという形の協力のしかたと、日本から技術を輸出して、それと資本が結ぶ場合が多いわけでありまして、技術を海外に輸出する。もう一つは貿易であります。日本が長期の延べ払いによつて貿易を拡大していくという面、長期の延べ払いをアジアにやつておるわけであり

ます。もう一つ重要な問題は、第一次産品の輸入を促進するということでは、低開發國に対しての貿易は拡大しない。そのためには、どうして、あるいは國際價格に比べて高い場合においても、補助金のような制度を活用して日本が輸入を促進するといふ一つの形、もう一つは、やはり現地で日本の必要な物資を開発して輸入するといふ開發輸入の形、今後低開發國に対する經濟開發を促進するためには、第一次産品の輸入を促進するといふことについて、何かこれを促進できる仕組みといふものをいませつておりますけれども、まだこれはやはり十分とは言えない、もっと積極的に仕組みを考へることが必要であると思ひております。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(園田直君) 内閣提出、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。國務大臣安井謙君。

○國務大臣(安井謙君) 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

国民の祝日に関する法律は、昭和二十三年の第二回国会において制定されたものであります。当時の国会における審議の過程において、将来なお祝日の増加が予想されていたところであり、国民の間に現行の祝日のほかに幾つかの祝日にふさわしい日を加えたいという要望があり、国会におきましても、御承知のとおり、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案が、昭和三十三年の第二十六回国会以降昭和三十三年の第四十六回国会まで、議員提案として七回提出されましたほか、継続審査として三回ありましたが、いずれも不成立となったものであります。

政府といたしましては、このような事情にかんがみ、昨年は政府において、新たに国民の祝日を加えることとし、第四十八回国会に国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を提案いたしましたのであります。国会会期終了により、これまで審査未了と相なりました。よって、ここに再びこの法律案を提案いたしました次第であります。

以下、この法律案の概要につきまして御説明いたします。

この法律案におきましては、現行の国民の祝日に、新たに、建国記念の日(二月十一日)、敬老の日(九月十五日)及び体育の日(十月十日)を加えることといたしております。

まず、建国記念の日につきましては、建国をしのび、国を愛し、国の発展を期するといふ、国民がひとしく抱いておる感情を尊重して、国民の祝日にすることとしたのであります。(拍手)また、この日を二月十一日といたしましたのは、この日が明治初年以來七十有余年にわたり祝日として国民に親しまれてきた伝統を尊重したからでございます。(拍手)

次に、敬老の日につきましては、多年にわたり社会に尽くしてこられた年寄りの方々に感謝するとともに、老後の精神的な安定を願ひ、敬老の日を国民の祝日に行なうこととしたのであります。(拍手)また、この日を九月十五日といたしましたのは、昭和二十六年以來十数年にわたり「としよりの日」として全国各地においてその趣旨にふさわしい行事が行なわれており、また、昭和三十八年に制定されました老人福祉法において「老人の日」として九月十五日が定められていることなどによつて、この日が広く国民の間に浸透しておるからでございます。(拍手)

最後に、体育の日につきましては、国民がスポーツに親しみ、その精神を通じて健康な心身をもちかかつて、明るく住みよい社会を建設することを願ひ、体育の日を国民の祝日とすることとしたのであります。また、この日を十月十日としたのは、昭和三十六年に制定されましたスポーツ振興法において「スポーツの日」として十

月の第一土曜日が定められていることを尊重し、あわせて、成功をおさめました一昨年(一九六〇年)のオリンピック東京大会を記念し、その開会式の日を選んだものであります。(拍手)

また、以上の改正に伴ひ、関連する法律についても所要の規定の整備を行なうこととしております。以上が国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(園田直君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。辻寛一君。

〔辻寛一君登壇〕

○辻寛一君 自由民主党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました国民の祝日に関する法律の一部改正案について御質問を申し上げます。

この法律案に盛り込まれた三日の祝日のうち、敬老の日と体育の日についてもお尋ねをいたしたい点が若干ありますが、日本の純風美俗を忘れず、しかも近代国家的な祝日として追加するにふさわしい意味においては、おそろくあげて国民の賛成を得るところかと思ひますので、時間の関係上、この場合私は、質問の焦点を第一に上げられておる建国記念の日一本にしぼります。

そもそも、建国記念の日を二月十一日に定めんとする案につきましては、ここ十数年の間にはしばしば各種の調査機関によつて世論調査が行なわれ、そのつど国民多数の賛成を得ておるのであります。一方、これに反対する議論の存することも事実でありまして、この間のいきさつを十分承知せられる政府があえて再びここに提案されるに至つた以上、必ずや、きわめて最近における世論調査の動向などもさらに慎重に検討されるところに、賛否両論の間にあつて去就をきめかねておる人々に対しても納得せしむるに足る思想的根拠に基づき自信を持って相まみえられたものと推察いたします。したがつて、私は、ただいまの趣旨説明にあるごとく、「建国をしのび、国を愛し、国の発展を期する」云々なる簡単な理由だけでは、元來賛成の立場にある者には簡にしてわが意を得たりとうなずき得るかと思ひますが、さらに進んで、すべての国民にその意のあるところを明らかにする必要があると存じますので、以下、諸点について、政府の真意と信念のほどを率直にお尋ねいたしたいのであります。

ことしは、ありし日の皇紀で言へば二千六百二十六年に当たるわけですが、この紀元の年数については、学問上種々議論の分かれておるところであります。しかし、少なくとも、西暦紀元三世紀から四世紀にかけて大和朝廷が日本全国をほぼ統一したことは、おおよそその歴史学者が認むるところであります。まさに、国を肇むること安速にして、しかも、一系の皇位を中心に、完全に近い単一民族として生々発展すること、世界に類を見ないみごとな國柄であることに、いささかの誤りもありません。(拍手)

もとより、歴史はその事実性に根拠を置かねばならぬことは当然ですが、歴史的事実、すなわち史実とは、一部の学者の言うような物的関係のみ

官報(号外)

では決してない。人間の心理的事実をまああせ考
えることが、より科学的態度であると私は思う。
(拍手)かくて、古典に見える神話や伝承というも
のは、祖先の信仰やもの考へ方、ものの見方、
つまり祖先の心理的、精神的事実を何らかの意味
において写し出しておるものであつて、真実の歴
史的現象とは、これをこそ申すべきであります。

(拍手)日本書紀に記された神武天皇即位までの
くだりは、それが史実でないとか、つくりごとで
あるとか、さらには、神武天皇の実在など怪しい
ものだから、いろいろの議論が行なわれておる
が、私は、むしろ、これこそわれわれの祖先たる
古代日本人が心に描いた建國のイメージであると
解すべきものであると考えます。(拍手)政府は、
日本書紀に見える神武天皇即位の日を一体どのよ
うに解釈されておるか、これをまず伺いたいの
でございます。(拍手)

そこで、もしそれ、日本書紀の神武天皇紀を建
國のイメージとして祖先の筆と想いに忠実ならん
とすれば、それは二月十一日ではなく、そのま
すなおに正月一日をとるか、あるいは、万象すべ
て新たならんとする一陽来復の日を意味するとし
て、立春の日あたりを建國の記念日にすることが
妥当ではないかという意見もあります。あえて政
府が二月十一日説を堅持するのは、いかなる見解
と所信に基づくものであるかを明らかにされたい
のであります。

説明の冒頭に、「建國をしのび」とあるが、一
体、日本の建國の精神なるものをどのように解す
るかが問題です。史実でない、昔々大昔のことは
この際たな上げをいたしまして、はっきりした史
実の上からまずたどつてまいりましょう。古事

記、日本書紀のできたおおよそ百年も前に、聖徳太
子が十七条の憲法を制定され、「和を以て貴しと
為す」の大精神でこれを貫かれておることを疑う
者はありません。当時、六、七世紀の世界の歴
史は、ヨーロッパにおいてもアジアにおいても一
様に、何々族侵入、または征服、何々王国滅亡、
何々王朝成立などという、興亡交転ただらぬ人
類闘争の年表に終始しておる中であつて、すでに
早くも平和宣言の行なわれた日本であることを、
われわれは思い起こしたい。(拍手)これこそは、
古代の先祖から受け継いだ日本人の血脈に本来こ
の和の大精神が一貫して流れておつた証拠でなく
て何でありましょう。かるがゆえに、その昔建國
の初めにあつたつてかくも難ありしならんとする当
時の祖先の祈りと願いがこつて神武天皇紀所載の
もろもろのことばとなつたものと解して、いささ
かもふしぎはありません。すなわち、鋒刃の威を
からずとか、言向けやわすとか、やいばに血塗ら
ず話し合ひで平和のうちに事を処するといふ建國
の精神が明らかにここににじみ出しておるのであり
ます。八紘一字とか、撃ちてしまふといふこと
ばが卒然と引き抜かれて逆用されたことはまことに
残念ですが、本来は平和に徹した日本民族であ
ることを、われわれは祖先の血の中から確認すべ
きであると存じます。(拍手)政府は、いかに建國
をしのぶべしとなすか、お考えを承りたいのであ
ります。

次に、「國を愛し」と云々と述べておられるが、
國を愛するとはどういふことであるか。おおよそ、
獨立國をなす民族として、國民として、自分の國
を大切に思い、その發展を念ずることは、民族と
して自然の心情であるはずで、オリンピックに

寄せられた参加各國のあの民族的熱情、日の丸と
君が代に味わつたわれらの感激、さすが民族の祭
典といわれるだけ、一瞬に燃えたる民族的情熱
の激しさ、美しさ、これこそ素朴な愛國心の發露
にほかなりません。(拍手)ただ、いかに民族自然
の情感をいたしまして、これをいわゆる平生一
片の心とするには、正しく積極的に導き育てるこ
とによつて、初めてその全きを得るものであると
存じます。さればこそ、ソ連でも中共でも、その
憲法の中に祖國愛と祖國防衛とを國民の神聖なる
義務として定めておるではありませんか。國体の
いかにかわからず、政體の變遷を問はず、祖國
愛の涵養は世界共通のまさに嚴肅なる事實であり
ます。過去における行き過ぎた國家主義について
はわれわれの深く反省するところではありますが、
民族としての誇りを失ひ、卑屈におちいり、自分
の祖國を唾べつすることあまりにもはなはだしき
ものある現状は、まことに慨嘆にたえないのであ
ります。(拍手)

政治の姿勢を正す、これをモットーにされてお
る總理は、まず國民の精神的背骨を正す一助とし
てもこの際建國記念日を欲するのだ、願わくはこ
の信念に基づく積極的態度を明確にしていただき
たい。國家の前途まことに憂うべきものが多い今
日、佐藤内閣總理大臣の國民に訴ふる烈々たる憂
國の雄たけびを承りたいのであります。(拍手)
二月十一日、すなわちこれ紀元節の復活、これ
がそもそもくせ者だと反対論者は言うのです。紀
元節はとりもなおさず明治政府がつくり出した思
想的産物であり、この日を中心にした一連の歴史
はついに祖國を誤らせる羽目に至らせたではない
か、その日をもそのまま復活しようとする魂胆こそ

危険千万であるときままくのですが、これこそ、
あつものにこりてなますを吹くたくいの思い過ご
しです。紀元節こそいい迷惑だといわなければな
りません。何をもつていふか。明治維新とともに
封建制度から近代國家として立ち上がらんとする
日本を阻んで、当時こぞつてアジアにそれこそ帝
國主義の魔手を伸ばしておつた列強の虎視したた
んたる中であつて、國民的自覺と民族的氣魄を呼
びさまし、小國なりとも不屈の精神をたたき出す
筋金の一本にこの紀元節が役立つたとすれば、ま
さにそのとおりでしよう。(拍手)大東亞戰爭を極
むのあまり、日清、日露の兩戰役すらまるで日本
の侵略戰爭であつたこととみすから白眼視し、よ
く國難を克服して前進した祖先、先輩のとうとい
足跡を非難し、しかもその進軍ラッパが紀元節で
あつたことと論じ去らんとする人々がいまだあと
を絶たないのは、まことに悲しむべきことであり
ます。(拍手)

紀元節七十余年の歴史は、悠久の紀元に比べれ
ば決して長いとは言へませんが、國民の國を興す
精神的支柱としてその果たした役割りは、後に
至つて心ない人々によつて便乘的に逆用された点
を率直に認むるも、その功罪は償つてなお光輝あ
る伝統であると私はかたく信じますが、これらの
紀元節抹殺論に対し、政府の見解と所信を伺いた
いのであります。

さらに一つ、教育に関連して私はお尋ねした
い。

戦時中のいわゆる皇國史觀が、ときに神がかり
になり、偏狹の愛國心をそそる結果になつたとす
れば、戦後の社会科学歴史は、これとは逆に、祖國
喪失、國籍不明をそそる唯物史觀の歴史教育で

戦時中のいわゆる皇國史觀が、ときに神がかり
になり、偏狹の愛國心をそそる結果になつたとす
れば、戦後の社会科学歴史は、これとは逆に、祖國
喪失、國籍不明をそそる唯物史觀の歴史教育で

戦時中のいわゆる皇國史觀が、ときに神がかり
になり、偏狹の愛國心をそそる結果になつたとす
れば、戦後の社会科学歴史は、これとは逆に、祖國
喪失、國籍不明をそそる唯物史觀の歴史教育で

戦時中のいわゆる皇國史觀が、ときに神がかり
になり、偏狹の愛國心をそそる結果になつたとす
れば、戦後の社会科学歴史は、これとは逆に、祖國
喪失、國籍不明をそそる唯物史觀の歴史教育で

戦時中のいわゆる皇國史觀が、ときに神がかり
になり、偏狹の愛國心をそそる結果になつたとす
れば、戦後の社会科学歴史は、これとは逆に、祖國
喪失、國籍不明をそそる唯物史觀の歴史教育で

あったと思います。戦後二十年、もういいかげんに本心に立ち返り、日本人みずから自分の国の正当な価値判断くらいはできるようになりたいものです。(拍手)それには、まず、祖国の歩み来たった真の姿を正しく把握する歴史教育が行なわれなければならぬ。伝承や神話をすべて追放して科学性を誇る戦後の歴史教育のひずみを正すべきであると思います。

そこで、建国記念の日を二月十一日としたら、一体学校ではどのようにこの日を説明なさるつもりであるか。反対論者の言うように、国のはじめがうそのはじめに相なつてはなりません。私は、伝承は伝承として、神話は神話として、率直に教えてこそ、真の教育であると思います。これに対する具体的な取り扱ひ方針とともに、今後の日本の歴史教育はいかにあるべきか、文部大臣の御抱負を伺いたいと存じます。(拍手)

最後に、私は、念を押してお尋ねをしておきたい。世上、往々にして、建国記念の日を設けるのは、ちょうど人間に誕生日あり、これを祝うのごとく、国に誕生日あり、これを祝うのは当然であると申しますが、いやしくも建国を記念する日は、そのような次元の低い、俗流的な考え方から発すべきではないと存じます。もしこういふ考え方を推し進めていけば、国がある限り、いつの昔か誕生したに違いないのだから、議論の的になりやすい二月十一日にこだわる必要はない、折り合ひがつく日ならいつだっていいじゃないかなどという安易な意見にもなりかねないのです。これは断じていけない。私は、あくまで、建国の大精神が未来永劫につながり、われわれ日本民族の血管

に流れ流れて尽きぬことをこいねがえばこそ、政府提案のこの日を、わが日本国民の建国を記念するに最もふさわしい日であると確信いたしております。

政府もまた、この二月十一日こそ日本民族が建国を記念して祝う最適な日であつて、他にかえ得べき候補の日は断じてなしとの正しき理念と、ゆるがざる信念と、しかして大いなる熱情をもつて、広く全国民に普及徹底せしむべく最善の努力をいたさるべきものであると存じます。これをに対する政府の明快なる所信を承ることにして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 辻君にお答えいたします。

先ほど安井君から提案の趣旨説明をいたしました。このたび「建国記念の日」、これを設けるといふのは、簡単ではありませんが、言われましたとおり、建国をしのび、国を愛し、国の発展を期するといふ、国民ひとしく抱いていられるその感情を率直に認めて、そしてこの日を定めようとするものであります。どこまでもその国民の大多数の感情を尊重していくという考え方であります。(拍手) 私が申し上げるまでもないことではありますが、国を愛する、いわゆる愛国心、これは正しく理解されなければなりません。国を愛する心は一体どういふものか、どうもわからないと言ひ人があります。しかしながら、日本人が日本人としての自覚を持ち、そうして民族と、国土、またその国の文化、これらを愛し、そうして国際社会の一員として十分この国の役割りを果たしたい、こういうことで、この国を発展させようとする態度、同時に

また、その心情、これが愛国心だ、私はいかに思うのであります。(拍手)この愛国心、こういう事柄はいずれの国も大事に育てて、これを涵養しておられます。ことに社会主義の国などは、愛国心のない者は存在の意義すらない、かようにいって、これを抹殺しようとしておる。したがいましめて、愛国心を涵養する、そのことを排斥する、除外する、退けるような国はどこにもない。日本人の一部におきまして、私どものこの愛国心、この愛国的発露、これを嘲笑する向きがあつたり、また、これを涵養しようとする考え方について批判を下そうとする者がある。私は、日本人だけが各々と別な行き方をしなければならぬ、こういうことはなほと思ひます。(拍手)国民は率直にその国土を愛する。その気持ちを率直に認めるべきだ、また尊重すべきだと思ひます。

過去におきましてもしばしばこの種の提案がなされたのであります。今日まで、いわゆる建国記念の日が休日、国民祭日として取り上げられなかつた。私はまことに残念に思つております。今回こそは、昨年引き続き再度提案いたしておるのであります。国民大多数のこの意向に沿ひ、こういう意味で御審議を願つておるのでありますから、どうか皆さま方の御支援と御協力によりまして成立を見るようにいたしたいものだと思ひます。(拍手)

また、この二月十一日という日が定められて、そのために、過去の紀元節と結びつけていろいろな批判を下しておる人があります。私は、過去の紀元節、これがいわゆる軍国主義的な発展過程へたどつたものだとは思ひません。紀元節とそういふ過去の戦争とは何ら関係のないことであります。

す。(拍手)このことは賢明な諸君はよく知つておる。こういう建国記念の日というふうなことは、国民がどうしてもきめなければならぬ、その建国をしのぶというその気持ち、民族的なその熱情、これをもつと徹底することになるならば、二月十一日について、あるいは正月がどうか、あるいは旧正月がどうか、そんな議論は私はないと思ひます。そういう意味で、今回こそはぜひともこの法律が成立するように心からお願いをいたします。(拍手)

〔内閣大臣安井謙君登壇〕
○内閣大臣(安井謙君) 神武天皇の即位の日を政府はどう考へておるかというお尋ねでございます。

これは申すまでもございせんが、日本の古代史の正典といわれております日本書紀の一節、いわゆる神武天皇の橿原即位の故事によつておることは御承知のとおりでございます。ただ、日本書紀の背景をなすものは、これまた私どもがくどくど申すに及ばないかと存じます。あの推古時代から飛鳥、奈良朝にかけて、日本の基礎が最も固まり、文化的にも非常に隆盛になつた時代、あの奈良朝の先覚者たちが、自分たちの力でできたこの日本をほんとうに愛し、そして先祖をしのんで、自分たちの先祖はこういふものであつたであらう、あるいはこうあつてほしいという願望を込めて、当時の伝承あるいは記録によつて、いわゆる今日でいう学識経験者によつてつづられたものが、今日の正典である日本書紀でございます。(拍手)

その日本書紀の内容には、脈々たる日本民族の歴史の血が流れておると私どもは思ひます。この

昭和四十一年四月十五日 衆議院會議録第四十一号

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する村山喜一君の質疑

九九〇

歴史の真実性につきましていろいろなことが学問的にいわれておることは、私どもも十分承知しております。しかし、史実的にあるいは考古学的に正しいということ、この何千年来の長い歴史を流れてきた日本書紀の精神、民族の素朴な気持ちというものは、これはおのずから別であるべきものであろうと私どもは存じます。(拍手)

たとえば、御承知のように、この日本書紀の史実についてこれは正しくないのだ、事実に間違っておるのだという学説は多々ございます。明治時代でいえば、代表的なのが那珂博士のそれでございます。あの日本書紀は、六百年くらい引き伸ばされておる、こういう説を、講義説をもって立証されております。しかしながら、那珂博士といえども、あの著書の末尾におきまして、それは学問的な分野における新であって、日本民族の伝統として、公式の祝日、紀元節を自分は抹消しようなどとは毛頭考えていないということを言っておられるのであります。また、昭和年代におきまして筆禍事件まで起こされた津田左右吉博士、同じく、この日本書紀の事実に反する部分を種々指摘されておりますが、その津田博士ですら、終戦後、日本でいままでもあった民族の三大節のうちで、元日は残った、また、天長節は、名前は変わったが、天皇誕生日という形で残っております、ただ紀元節、二月十一日だけがなくなっておりますことは、いかにもさびしいことで、これは民族として当然復帰をすべきものだ、(拍手)この歴史的事実に対してはつきりとした反証をあげられておる有識者たちが、口をそろえてそういう主張をされておるわけでございます。

私どもは、今日、日本の憲法が、日本国の象徴

としての天皇、あるいは日本国民統合の象徴としての天皇を、しかも世襲制度として認めております。その世襲制度としておる天皇の先祖、いわゆる神武天皇が即位をされたというこの民族の伝承が、またわれわれの建国をしのぶ日として、そしてこれを象徴的に建国をしのぶ日とすること、すなわち国民感情に一番これは触れてくる問題であらうという確信を持っておる次第でございます。(拍手)

先ほどいろいろ総理からお話がありましたように、紀元節が軍事的に悪用されたという例はまことに遺憾でございますが、これは紀元節が悪いのではなくて、そのときの政治状況が悪かったわけでございます。紀元節は、かつて大正から昭和にかけては、むしろゆるい護憲三派のあの国民大会、あるいはまたその他の治安維持法反対、あるいは普選の実現促進の大会のために二月十一日はしばしば使われておるというようなことを見ましても、私どもは、これが、国民の世論の上からも、感情の上からも、一番適切なものだと思っております。感情の上からも、一番適切なものだと思っております。(拍手)

〔国務大臣(中村梅吉君) 〕 たいだいま、これから神話の取り扱いか、歴史教育のあり方についてどうかという御質問でございます。

たいだいま安井大臣からこの問題については申し上げられましたので、私はごく簡単にいたしたいと思っておりますが、御承知のとおり、現在の学習指導要領におきましても、歴史は歴史、神話は神話として取り扱っております。二月十一日が紀元節であったというふうな、いろいろな問題点もありませんが、この二月十一日が建国の日としてきま

すならば、われわれは、これは正確な歴史として教えるのではなくて、やはり日本の国で長い間伝承してきた神話として教育上取り上げるべきであらうと思っております。

そこで、問題は、建国記念日についてはいつにするか、いろいろ議論はございますが、なるべくならば、やはり従前のいろいろな言い伝えや慣例を尊重する。たとえば、いままでも、成人の日「はやぶ入りの日」にしておる。あるいは「こどもの日」は、いつからできたかわかりませんが、やはり子供の日としてそういう日を選んでおる。したがって、そういう長い間の言い伝えや伝承、とかく日本のような古い歴史を持つた国にいたしますと、古い歴史といものは、完全な歴史の部分もあるでしょうし、完全な歴史とはいかないけれども、伝承として長い間国民に守られたり伝えられたりしてきておる部分がございますから、同じ記念日をつくるならば、そういう伝承の長い歴史を持つておる日か私どもも妥当であらう、かように思っております。(拍手)

御質問に最後に申し上げれば、日本書紀は日本書紀として、また歴史は歴史として、神話は神話として教育上は取り上げてまいらるつもりでございます。(拍手)

〇副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君 〕 私、日本社会党を代表いたしまして、たいだいま趣旨説明のありました、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に対し、質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたしたいと思います。(拍手)

まず最初に、佐藤総理にお尋ねいたしたいことは、国民の祝日に対する基本的な考え方をどう認識しておられるかということであり、

民主国家における国民の祝日とは、国民生活と深く結びついたもので、国民がこぞってこれを祝い、全国的な共感の上に制定されるべき性質のものであり、一政党の独占物であってはならないのであります。(拍手)言いかえるならば、国民の祝日は、国民生活に密着したものであるから、与野党が全面的に一致し得るものを国民に提示し、同時に、世論がそれを制定することに積極的な喜びと意義を見出し、率直に国民感情になごむ中で、新たな歴史の役割をになうに足るナショナル・ホリデイでなければならぬのであります。その考え方を肯定されるとするならば、具体的に野党側に対してどのような積極的な祝日予定日決定の調整をされたのか、その努力は全然初めからなされていないのではないか、その理由を明らかにされたいのであります。

第二の問題といたしまして明らかにいたしたいのは、二月十一日は旧紀元節であることは御承知のとおりであります。これを建国の日とする根拠はどこにもないのであります。諸外国の例を見ても、歴史の古いイギリス等においては建国記念日はないのであり、建国記念日目的ものが制定されているアメリカ、ソ連、中華人民共和国等の国々では、独立記念日とか、共和国宣言記念日とか、憲法記念日とか解放記念日であって、史実に基づいて、全国的共感の上に設定されているのであります。日本の旧紀元節のような神話的かつ伝承的な建国の日を記念して祝っているのは、世界でただ一つ、隣の韓国の開天節があるだけであ

ります。(拍手)

提案の説明によると、「建国をしのび、国を愛する心を養う」として、明治以来七十年の伝統を尊重して」となっており、従来の日本書紀にある神武天皇の即位の伝承をそのまま民族的な伝承として受け継ぐという説明からすると、神がかりから近代制になってはおりません。しかしながら、本質は何ら変わっていないのであります。三笠宮の発誓をかりるまでもなく、二月十一日を祝うというのには皇室の宗教的な私事であり、この日を全国民の祝日とすることは、神道行事を国民に強制することになるし、歴史の根拠のない日を建国記念日とすることは正しい歴史を教えることにはならない」という正当な主張をこまかしながら、巧みに紀元節の復活をはからんとするものであります。(拍手)

旧紀元節が初めて国民の祝日となったのは、明治二十二年二月十一日、欽定憲法が公布された日からであります。旧憲法は、天皇制の専制に立憲主義をよそおったものにはならず、神格天皇と忠良なる臣民による国家主義が戦争と結びつき、天皇主権の軍国主義の紀元節として、国民をファシズムの専制支配に組み込んで敗戦を招き、新憲法制定とともにその歴史的な幕は閉じたのであります。(拍手)新しい憲法の中に生まれた国民の祝日に、旧憲法的感覚の建国記念日を加えようという佐藤総理の決意は、憲法を尊重するということをお口では唱えながら、これを軽視するものであるといわなければなりません。(拍手)

建国をしのぶとは何であるか。神武建国の説話が民族の精神をあらわす神話であるとするとすれば、わが国民は、再びいわゆる天つ神の子孫をい

ただき、金のトビや八咫のカラスに助けられて、八紘一字を目ざし、戦争にいくのを理想としておるといふことになるが、それでよいのか。軍国主義民族になることをみずから否定した憲法の本質に反することは明白であります。

さらに重大な問題は、一宗教法人にすぎない神社本庁が、一九五四年一月、全国の神社に指示し、祭典の日であります。神社本庁は、紀元節の復活の通達に見られますように、祭典と紀元節を結びつけ、国家神道失地回復運動を粘り強く続けております。平和憲法は、国民の基本的権利として宗教の自由を保障し、国や地方公共団体が宗教を援助することを禁止しております。神社神道の祭典日にすぎない二月十一日を建国の日にすることは、政府みずから憲法違反を犯すことになることであるが、総理の考えを承りたいのであります。(拍手)

第三点として、自民党総裁である総理にただしたいのは、自民党の態度についてであります。私の手元にその文書がありますが、その見出しには、「建国記念日を二月十一日にする」と、自由民主主義国家建設の思想的基盤を固めることである「建国記念日の復元の戦は思想的関ヶ原の合戦であり、国家百年の大計の出発点となる」と確信することとしております。史実として論議は困難であることを認めながらも、旧憲法的感覚により独断的に国民に押しつけようとしているのであります。すなわち、自民党政府は、旧紀元節の復活を自民党の思想的なものとして日本のマイランダムしようとしているのではないか。説明を願いたいのであります。

次に、担当国務大臣である安井総務長官に、提出の経緯について伺いたいのであります。

本法案の国会提出の経緯は、御承知のように、昭和三十三年二月、第二十六回国会へ議員立法で提出されて以来、過去七回、そのつど、野党をはじめ、学者、文化人等、多くの国民の反対にあつて廃案となつた、いわくづきの法案であります。それにもかかわらず、佐藤総理は、昨年二月三日、全国知事会の席上、国民の意識と生活実態とは無関係に、二月十一日建国記念日設定に賛意を表明し、続いて三月三十一日、第四十八回国会に初めて佐藤内閣の手によって政府提出を行なつてきたのであります。しかし、これも廃案の予目にあつたことは言うまでもありません。雲にそびゆる高千穂の歌とともに、軍国主義にかり立てられた壮年以上の悪夢とは別に、戦後の新憲法と新しい教育のもとで育てられてきた青少年たちにとっては、紀元節の問題は、国民生活から消え去つたという事実の中で、無関係な存在となつております。紀元節改廃の問題が提起された昭和二十三年のころの世論は、たしか八割の賛成がありました。しかし、その後、昭和三十五年二月、内閣の広報室において調査を政府がいたしましたのによりますと、祝日をふやすことに賛成はわずかに一五%、いまのままよいといふのが七三%、建国記念日については、この一五%のうちわずかに八%程度にすぎないのであります。(拍手)しかも、建国記念日の賛否については、制定当時においては賛成八〇%であつたものが、四〇%ずつ賛否同数と相なつております。これに基づいて、政府においては、祝祭日については世論の統一が必要である、建国記念日は一致した世論がなしという結

果を発表したのであります。さればこそ、三十六年の河野案に見られたように、祝休日三倍増というバラ色の気球を打ち上げてみたり、「老人の日」や「体育の日」をおまけにつけて、休みがふえるからと、大衆をこまかしてきたのであります。世代の交代とともに、反対が賛成を上回つてきている現実を直視する自信がないからこそ、世論調査もやらないで一方的に押しつけようとしているのであります。(拍手)

安井国務大臣は、院内外に対し広く意見を聞き、慎重な調査を行ない、科学的な検討を加えて提案したのであると言われるならば、具体的に、いつ、いかなる方法で、どの程度の規模での国民的調査と科学的な検討を行なつたのか、また、その結果についてはどのような集約を得ているのか、具体的に、「建国記念の日」、「敬老の日」、「体育の日」について説明を願いたいのであります。

中村文部大臣にお尋ねいたします。

学習指導要領は、文部大臣が定めることになつております。学校教育の目標達成のため、学校が計画実施する教育活動として学校行事が位置づけられておりますが、その中で、国民の祝日については、小学校、中学校、高等学校ともに、「国民の祝日などにおいて儀式を行う場合には、生徒に対してこれらの祝日などの意義を理解させることにも、国旗を掲揚し、君が代をせい唱させることが望ましい。」となっております。二月十一日に建国の日が定められた場合には、歴史的な事実として、天皇主権の大日本帝国憲法発布の日であり、軍国主義の記念日であり、戦争につながつた日であり、その歴史の強制は、教育や学問をねじ曲げ、国民を戦争に追いやったのが真実である

のでありますから、それを、教育基本法の精神にのっとり、教えて差しつかえないものだと私たちは考えます。それとも、また、その歴史を教えるように指導要領を改訂し、教科書をつくりかえるのか、正直な答弁を願いたいのであります。

(拍手)

体育の日を祝日にしなければならない積極的理由、また教育界内外の世論の動向を示されたのであります。

次に、小平労働大臣にお尋ねしたいことは、三十六年、河野プランが出されたときは、労働時間を週四十時間に、週休二日制を主張する労働組合からも、また使用者側の日経連からも、反対され、つぶされました。きのうの本会議で明らかにされたように、月収わずか一万八千円以下の労働者が全国に四百万人も残されておるのが、今日の状態です。低賃金労働者ほど労働条件に恵まれません、日給制が多いのであります。休みがふえて喜ぶのは、直接生産と結びつかないホワイトカラーにすぎないのであります。これに反して、逆に収入が減る、就労の機会が少なくなる階層があります。これに対して、法律にあるように、より豊かな生活を築き上げ、こぞって祝い、感謝し、記念する日にすることが出来る労働政策を示していただきたいのであります。どういふ対策を持っておられるのか、説明をお願いします。

鈴木厚生大臣にお尋ねしたいのは、「老人の日」は、今日では国民生活の中に定着いたしてあります。特別に祝日を設けるよりも、ゆりかごから墓場まで、社会保障の充実こそ必要であり、これこそ、真に老人に対する愛情のある政治といえるのであります。それをなさずして祝日

を設けても意味はないのであります。どのような措置を講ずる用意があるのか、説明されたいのであります。

最後に、総理にただしたいのは、平和の日を定せよという声は、法律制定時から強かったにもかかわらず、政府はみずから憲法記念日を故意にボイコットしてきているのであります。佐藤総理が真に平和を願うならば、憲法記念日を祝うことこそ大切であり、国民はそれを求めているのであります。総理、あなたは、国会に議席を持つ政党のうち、賛成なのは自民党だけで、全野党はあげて反対というこの法案を、ごり押しで通過をはかる決意なのか。かりに強引に処理されたとしても、法律の趣旨に反する祝日になり、日本国民の世論を二分することは明らかであります。私は、日本民族に三十八度線を構築するようなかかる法案は、直ちに撤回すべきであると確信を持っており、総理の真意は那辺にあるのか、国民の前に明らかにされたいのであります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 私の国民祝日に関する基本的な考え方は、国民の祝日に関する法律、その第一条に規定されております。これを私は尊重し、これを守っていくつもりであります。何と書いてあるか。私が読むまでもなくすでに御承知だと思いますが、「自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。」かように実は申しております。(拍手)私は、こういう立場で、ただいま国民こぞって建国の日をひとつ定めようとしております。

どうして与野党一致しない未熟なものを出したか、こういうお尋ねであります。これは御承知のように、もうすでに議員提案もされ、おそれなく、国会におきまして七回も審議されたらうと思っております。継続審議がそのうち三回もあった、かように思っています。また昨年は同様のものを提案した、これは政府が提案したのでございます。これは皆さまの御審議をいただいたと思っております。私は、国会におきまして皆さまの御審議をいただくこと、それこそが野党に対する政治工作だと、かように思っております。国会の審議、その以外に取引をする、これは慎まなければならぬことだ、かように思っています。(拍手)

また、この法律が党利党略だと、かような御批判を受けておりますが、建国の日、これをつくろふというのに、党利党略、そんなけなな考え方で提案などいたしません。(拍手)これは国民こぞってやるのであります。私が申し上げるまでもなく、皆さん方も十分御承知のことだと思っておりますが、政治の要諦は、申すまでもなく、国民の声を聞いて、そうして事を行なう、これこそが政治の要諦であります。国民とともに、国民のために政治をする、その態度でなければならぬ。そのときに、国民自身のために、国民とともに政治をする、その考え方でなければいけない。十分御了承いただきたい。

次に、この二月十一日云々でございますが、先ほど来お答えいたしましたように、伝承であらうが、神話であらうが、とにかく国民に最も親しまれておるこの日を、私どもは建国の日といたしたい、かように思っております。

また、今回政府がきめようとするものは憲法違反ではないかというお話がござります。しかし、これは憲法違反ではございません。御承知のように、今回定めようとするものは、特定の宗派のためにこの休みをつくりたいというものではありません、また、申すまでもないことではあります。今日この休みをつくりたいというものであります。今日この憲法は政教分離の原則に立っておるのであります。今日この憲法は政教分離の原則に立っておるのであります。今日この憲法は政教分離の原則に立っておるのであります。今日この憲法は政教分離の原則に立っておるのであります。

最後に、平和の日をつくれという御提案でござります。これは社会党の御提案として十分検討したらい、かように私は思っております。

国内に三十八度線をつくらぬ、かような意味で、この提案を撤回したらどうかということではありますが、これは撤回などいたしません。どうか、御審議の上、ぜひ成立させていただきたいとお願いをいたします。(拍手)

〔内閣大臣中村梅吉君登壇〕
○内閣大臣(中村梅吉君) 祝祭日等について、そういう行事の中で、祝祭日の意義、あるいは国旗の掲揚とか、君が代の斉唱とかいうことを学習指導要領に書いて、かような指導をしておるが、二月十一日の建国記念日という日ができた、学習指導要領ではどうやるのか、かような趣旨のお尋ねのように思っています。この建国記念日という日がきまれば、私どもは、決してこれが先ほど御指摘のありましたように悪い意味の日ではないことを周知徹底させる必要はあると思っております。しかしながら、御承知のとおり、さつき御指

摘のように、二月十一日は開戦やあるいは戦勝の日に利用してはならないか、こういうことを言われましたが、先ほど安井大臣からも申されたように、二月十一日という日は、あるいは平和運動や、あるいは普通運動や、あるいは自由の拡大をする、いわば自由民権運動や、こういうことにも利用されておるのであります、教育の上で歴史を取り上げるとするならば、よいことも悪いこともくるめて歴史は歴史としてこれは教えなければなりません。二月十一日につきましては、御承知のとおり、伝承神話は伝承神話としてわれわれは指導をし、教育の中に織り込むべきである、かように考えております。したがって、あくまで歴史は歴史、伝承神話は伝承神話、こういうことで教育上取り上げてまいりたいと思っております。

なお、「体育の日」の行事等についてお話がございましたが、「体育の日」は、現在、御承知のとおり、スポーツ振興法によって「スポーツの日」というのがあります。これには、御承知のとおり、スポーツの日にふさわしい行事をたくさんやっておりますので、この「スポーツの日」が、いわゆるオリンピック記念の十月十日という日が「体育の日」ということにきまらざるならば、われわれは、現在スポーツ振興法によって定められ、また現在やつておりますこのスポーツ振興の日の諸行事を大体「体育の日」に移し、さらに体育にふさわしい行事を進めるようにいたしたいと考えております。(拍手)

【国務大臣安井謙君登壇】
○国務大臣(安井謙君) 二月十一日が皇室の行事に関係のある日であり、また、これに対して世論をどういふ程度に慎重に調査しておるかというお

問いに対して御答弁いたしますが、祝日の中で皇室の行事を対象にしておる祝日は今日でもたくさんあるのでございます。一月一日、四月二十九日の天皇誕生日、あるいは春分、秋分の日、あるいは勤労感謝の日、あるいは秋分の日、あるいは、現在でもすでにこの皇室の行事と非常に関連のあるものを採用しております。特に二月十一日をとったからといって、それが格別復古主義とか何とかということには当たらないと考えております。

なお、世論調査の件でございますが、昭和二十三年にこの祝日をきめようというときに、世論調査をいたしました際も、第一位は一月一日、第二位が四月二十九日の天皇誕生日、第三位が二月十一日建国の日、以下十何位までこれは国民投票でも出ておるわけでございます。しかも、当時NHKで調査をいたしました数字によりまして、紀元節があるほうがいいというのが八七％、二月十一日がよいというのが七三％、なくてもいいというのは四・五％といったような数字が出ております。なお、最近の数字によりまして、やはり二月十一日がよろしいと断定をされておりますのが五八・二％、反対といふのが七・八％。ことしになりますとも、同じく五七・六％が賛成、こういうふうにならぬところを、この数字が賛成、九〇％は賛成、しかも、二月十一日が戦争と関係はない、こう言い切っておるものが、そのうち七〇％あるといったような点でございます。私どもはその他有識者、学者の説それぞれ慎重に検討いたしております。個人によりましてはいろいろ御説もございしますが、やはり国民の世論の大数に従うのが、一番すなおで正しい態度であらうと私も思っております。(拍手)

【国務大臣小平久雄君登壇】
○国務大臣(小平久雄君) 私に対する御質問の趣旨は、休日がふえても喜ぶのはホワイトカラーだけで、ブルーカラーのほうは、むしろ収入減になるので喜ばないのじゃないか、どうしてその収入を確保し、生活を確保するかという御趣旨と思えます。もちろん、祝日が作業上休日であり、しかも、日給である場合には、原則として給料が払われないということもございしますが、そういうことになれば、もちろんこれは収入が減ります。しかしながら、現実には一体どういうことになっておるかというところにつきましては、やや古いのであります。昭和三十八年に労働省で調査をしたことがございします。これは全国で千三百余の工場、事業場について調べたのでございしますが、これによりまして、休日を有給制にいたしておりますものが四九五％、それから無給制のものが四二・八％、それから一部有給制をとっておりますものが九・九％、こういうことでございまして、私は、これは三十八年の調査でございますから、今日におきましてはもう少し有給制がふえておるのではないかと思っております。これは推測でございますが、いずれにいたしましても、大半のものは休日も有給制をとっており、こういうことでございしますから、祝日がふえましても大半の者が減収にはならない、こういう結果になると思うのであります。もとより、この休日を有給制にするかどうかということは、労働間で定めらるべき筈でございますが、せつかく休日がふえるのでございしますから、あるいは祝日がふえるのでございしますから、労働省としましては、実情に即しな

がら、なるべく有給制を採用するように指導しまして、労働者諸君もともども喜べるようにひとつ指導したい、かように考えております。(拍手)
【国務大臣鈴木善幸君登壇】
○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。長年社会の進展に奇異いたしました先覚者として、老人の方々に対しまして敬愛の情を示すということ、国民感情として当然のことだと思っております。この意味におきまして、従来から「としよりの日」としてやっておりますところの九月十五日を国民の祝日にいたしますことによりまして、さらに国民の間に老人福祉の念を深める、そういう関心と理解を高めると同時に、また一般国民の老後に対する自覚を促すということ、これはきわめて意義深いことだと思っております。また、この敬老の日を祝日にするにございましては、御老人の方々にだけなして、国民各層が強く要望しておるところでございます。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。
午後六時六分散会

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。
出席国務大臣
内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 石井光次郎君
外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 福田 赳夫君
文部大臣 中村 梅吉君

昭和四十一年四月十五日 衆議院會議録第四十一号 朗読を省略した議長の報告

出席政府委員

厚生大臣 鈴木 善幸君
 通商産業大臣 三木 武夫君
 労働大臣 小平 久雄君
 自治大臣 永山 忠則君
 国務大臣 藤山愛一郎君
 国務大臣 安井 謙君

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長
 高柳 忠夫君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任)

一、昨十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

塚田 徹君 野呂 恭一君
 中野 四郎君 早川 崇君

地方行政委員
 田村 良平君 地崎宇三郎君

法務委員

早川 崇君 森下 元晴君
 神近 市子君 山口シヅエ君
 小林 進君 鏡治 良作君
 篠田 弘作君 稻村 隆一君
 西村 関一君

外務委員

愛知 揆一君 増田甲子七君
 有馬 輝武君 小林 進君
 淡谷 悠蔵君 角屋堅次郎君

社会労働委員

大坪 保雄君 亀山 孝一君
 倉石 忠雄君 篠田 弘作君
 地崎宇三郎君 中野 四郎君
 足鹿 覺君 淡谷 悠蔵君
 角屋堅次郎君 長谷川 保君

上村千一郎君 三原 朝雄君
 淡 徹郎君 森下 元晴君
 山本 幸雄君 渡辺 栄一君
 有馬 輝武君 小林 進君
 泊谷 裕夫君 森 義視君

農林水産委員

森 義視君 足鹿 覺君
 運輸委員
 小淵 恵三君 泊谷 裕夫君
 倉石 忠雄君 山口シヅエ君

建設委員

佐藤 孝行君 大坪 保雄君
 (常任委員補欠選任)
 一、昨十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

早川 崇君 中野 四郎君
 野呂 恭一君 塚田 徹君
 地方行政委員
 地崎宇三郎君 田村 良平君

法務委員

鏡治 良作君 篠田 弘作君
 小林 進君 西村 関一君
 稻村 隆一君 早川 崇君
 森下 元晴君 神近 市子君
 山口シヅエ君

外務委員

増田甲子七君 愛知 揆一君
 大蔵委員
 淡谷 悠蔵君 角屋堅次郎君
 有馬 輝武君 小林 進君

社会労働委員
 渡辺 栄一君 上村千一郎君
 淡 徹郎君 森下 元晴君
 三原 朝雄君 山本 幸雄君
 森 義視君 有馬 輝武君
 小林 進君 泊谷 裕夫君
 亀山 孝一君 地崎宇三郎君
 倉石 忠雄君 篠田 弘作君
 中野 四郎君 大坪 保雄君
 淡谷 悠蔵君 角屋堅次郎君
 長谷川 保君 足鹿 覺君
 農林水産委員
 足鹿 覺君 森 義視君

建設委員

倉石 忠雄君 山口シヅエ君
 小淵 恵三君 泊谷 裕夫君
 大坪 保雄君 佐藤 孝行君

運輸委員

倉石 忠雄君 山口シヅエ君
 小淵 恵三君 泊谷 裕夫君

農林水産委員

足鹿 覺君 森 義視君
 運輸委員
 倉石 忠雄君 山口シヅエ君
 小淵 恵三君 泊谷 裕夫君

建設委員

大坪 保雄君 佐藤 孝行君
 (理事補欠選任)
 一、昨十四日、災害対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事

淡 徹郎君(理事稲葉修君昨十四日理事辞任につきその補欠)
 理事 渡辺 栄一君(理事小沢辰男君昨十四日理事辞任につきその補欠)
 (特別委員辞任)
 一、昨十四日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

波海元三郎君
 公職選挙法改正に関する調査特別委員
 小沢佐重喜君 篠田 弘作君
 中野 四郎君 藤枝 泉介君
 淡 徹郎君 村山 達雄君
 小淵 恵三君 木部 佳昭君
 登坂重次郎君 西岡 武夫君
 橋本龍太郎君 山村新治郎君

(特別委員補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
 災害対策特別委員 増田甲子七君
 公職選挙法改正に関する調査特別委員
 橋本龍太郎君 小淵 恵三君
 木部 佳昭君 山村新治郎君
 西岡 武夫君 登坂重次郎君
 篠田 弘作君 中野 四郎君
 村山 達雄君 淡 徹郎君
 小沢佐重喜君 藤枝 泉介君

(議案付託)

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。
 最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出、衆法第二七号)
 家内労働法案(横路節雄君外十五名提出、衆法第三三三号)
 以上三件 社会労働委員会 付託

(条約送付)

一、昨十四日、参議院に送付した条約は次の通りである。
 第三次国際不協定の締結について承認を求め

るの件

(議案送付)

一、昨十四日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

金属鉱物採掘促進事業団法の一部を改正する法律案

一、昨十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出)
家内労働法案(横路節雄君外十五名提出)

(回付議案受領)

一、今十五日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

義務教育諸学校施設費国库負担法の一部を改正する法律案

最高裁判所裁判官退職手当特例法案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、選挙人名簿の適正化を図り、選挙の公正を確保するため、永久選挙人名簿制度を採用しようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

- 1 永久選挙人名簿制度の採用
- 選挙人名簿制度をカード式の永久選挙人名簿制度に改めるものとする。
- 2 選挙人名簿への登録手続

(一) 選挙人は登録の申出を随時できるものとする。この場合において住所移動者は選挙

人名簿の登録の異動に関する必要な文書を提出しなければならないものとする。

(二) 市町村の選挙管理委員会は、登録の申出をした者について、あらかじめその選挙資格を調査し、選挙人名簿に登録すべき者として決定しておかなければならないものとする。

(三) 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月一日、九月一日までに申出をした者について、その後十日間の整理期間、十日間の縦覧期間を経て、三月三十日、九月三十日にそれぞれ登録を行なうものとする。なお、九月一日の場合には、職権登録を併せ行なうことができるものとする。

(四) 整理期間、縦覧期間が選挙期間と重複したときは、登録事務を選挙期日後に延期するものとする。

3 選挙人名簿の抹消

(一) 市町村の選挙管理委員会は、選挙人が死亡したとき又は他の市町村の選挙人名簿に登録されたときその他一定の事由に該当するときは、名簿から随時抹消するものとする。

(二) 前項の場合のほか市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録される資格を有しなくなつた者について、直ちにその旨を表示し、表示後一年を経過したときは、選挙人名簿から抹消する手続をとるものとする。

4 通報及び閲覧

(一) 市町村長及び市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無等の確認に関する

資料につき相互に通報するものとする。

(二) 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の閲覧その他の便宜供与に努めるものとし、また、選挙人は、名簿に脱漏、誤載等を発見したときは、その修正に関し調査の請求をすることができるものとする。

5 経過措置

(一) 政令で定める日に全国一斉に調査を行ない、その結果に基づき、その日現在で効力を有する選挙人名簿を調製するものとする。

(二) 前項の調製された選挙人名簿は、一定期間の縦覧の後、政令で定める日に確定し、永久選挙人名簿とする。

(三) 市町村の選挙管理委員会は、なるべくすみやかに、カード式名簿に切り替えるものとする。

6 その他

(一) 天災地変等により住所を移動した者等について認められている特別選挙権を整理するものとする。

(二) 特別区において選挙人の属する区に三箇月以上住所を有することを名簿の登録要件とするものとする。

(三) その他必要な規定の整備を行なうものとする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における急激な人口移動、社会生活の複雑化の傾向に伴い、選挙人名簿の適正な調製を次第に困難ならしめ、名簿に脱漏、誤載、二重登録を生ぜしめる等制度上に著しい欠陥を生ぜしめている実情にかんがみ、現行の選挙人名簿制度を抜本的に改正しようとするもので適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

永久選挙人名簿調製に必要な経費として昭和四十一年度一般会計予算自治省所管に四億九千六十八万三千円が計上されている。

昭和四十一年四月十四日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 志賀健次郎

衆議院議長 山口喜久一郎殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業の現状に対応して、石炭鉱業合理化事業団の業務拡充、封鎖鉱区の再活用等により石炭対策の強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 石炭鉱業合理化事業団の業務として、新たに近代化機械の貸付制度を創設し、この業務は昭和四十三年三月三十一日までに廃止する。
- 2 鉱区調整の一環として、鉱区消滅区域並びに石炭鉱業合理化事業団の保有鉱区と隣接採掘鉱区の鉱床との一体的開発が著しく合理的

であるという通商産業大臣の確認をうけてい
る場合には、石炭鉱業合理化事業団に採掘権
の取得、採掘鉱区の増加を認めることができ
るものとし、これを隣接鉱区の採掘権者で
あつて、一定基準に該当するものに処分す
るものとする。

3 石炭鉱業合理化事業団の石炭運賃の延納に
係る債務保証業務を昭和四十二年三月三十一
日まで延長する。

4 その他、石炭鉱業合理化事業団の役員欠
格条項の整理等について定め、本法は公布の
日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対
策を強力に推進する諸措置の一環として、安定
した出炭体制の確立及び資源の合理的開発並び
に経営の悪化を防止する措置として、有効適切
なものと認め、これを可決すべきものと議決し
た次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附
することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算(通商産業省所
管)に石炭鉱業合理化事業団出資金として、六
十六億二千七百万円が計上されている。
右報告する。

昭和四十一年四月十四日

石炭対策特別委員長 野田 武夫

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正す
る法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について
特段の措置を講ずべきである。

一 石炭鉱業合理化事業団の保有鉱区及び消滅鉱
区の再活用に当たつては、保安の確保につき万
全の措置を講ずること。

なお、鉱害の処理等を適正に実施し、鉱区再
活用による弊害を惹起せしめないよう配慮する
こと。

二 炭鉱機械貸付については、中小炭鉱において
十分利用できよう運用するとともに、技術
指導等についても万全を期すること。

三 石炭運賃について早急に検討すること。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内
閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現況にかんがみ、地方交
付税の率を引き上げるとともに、基準財政需要
額及び基準財政収入額の算定方法を改めようと
するもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方交付税の総額の改正に関する事項

所得税、法人税および酒税の収入額に対す
る地方交付税の率を二・五パーセント引き上
げ、三二パーセントとする。

(二) 基準財政需要額の算定方法の改正に関する
事項

昭和四十一年度から昭和四十四年度までに
限り、人口急減補正を設けることができるこ
ととする。

(三) 基準財政収入額の算定方法の改正に関する
事項

(1) 所得割にかかる道府県民税および市町村

民税の基準税額(標準税率によつて算定し
た収入見込額のそれぞれ八〇パーセントお
よび七五パーセント)の算定基礎を改める
こととする。

(2) 市町村が、史跡等である土地または国立
公園等の特別保護地区の区域内の土地に対
する固定資産税を課税免除し、または不均
一課税した場合に、それによる減収額を

基準財政収入額から控除することとする
とともに、従来古都における歴史的風土の保
存に関する特別措置法において設けられて
いた古都における特別保存地区の区域内の
家屋または土地に対する固定資産税の減免

にかかる基準財政収入額の算定の特例を地
方交付税法に移し替えて、史跡等にかかる
ものと合わせて統一的な特例規定を設ける
こととする。

二 議案の修正議決理由

最近における地方財政の実情に対処するた
め、地方交付税制上の所要措置を定めようとす
る本案の趣旨は妥当と認めるが、「昭和四十
一年四月一日」となつてゐる施行期日は、すでに
その期日を経過しているため、別紙のとおり修
正議決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対し日本社会党細谷治嘉君外二
名から地方交付税の率を三七パーセントに引き
上げる旨の修正案が提出されたが賛成少数をも
つて否決された。この修正案に対しては、国会
法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表し
て永山自治大臣から「国の財政及び地方財政の
現況からみて、にわかには賛成いたしかねる。」旨
の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度特別会計歳出予算に、地方交
付税交付金として、今回の二・五パーセントの
率の引き上げ分約五百八十六億円を含め、七千
四百六十六億七千二百二十三万円を計上してい
る。
右報告する。

昭和四十一年四月十四日

地方行政委員長 岡崎 英城

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

附則

1 この法律は、^{公布の日}昭和四十一年四月一日から施行
し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用す
る。

昭和四十一年度における地方財政の特別措
置に関する法律案(内閣提出)に関する報告
書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十一年度の地方財政の健全な
運営を確保するため、必要な財政上の特別措置
を講じようとするものであつて、その要旨は次
のとおりである。

(一) 臨時地方特例交付金の総額等

(1) 昭和四十一年度に限り、地方団体に對し
て、総額四一四億円の臨時地方特例交付金
を交付する。

(2) 臨時地方特例交付金の種類は、第一種特
例交付金および第二種特例交付金とし、そ
の種類ごとの総額は、それぞれ二四〇億円

および一七四億円とする。

(3) 第一種特例交付金は、都道府県分七〇億円、市町村および特別区分一七〇億円とし、各都道府県ならびに市町村および特別区分に、昭和四十年三月から昭和四十一年二月までの間にその区域において日本専売公社が売渡した製造たばこの本数である分として交付する。

(4) 第二種特例交付金は、各都道府県に、当該都道府県の基準財政需要額が基準財政収入額をこえるいわゆる財源不足額である分として、昭和四十一年度分の普通交付税とあわせて交付する。

(二) 昭和四十一年度分の普通交付税の特例 各都道府県に対して交付すべき昭和四十一年度分の普通交付税の額は、当該都道府県の財源不足額から当該都道府県に対して交付すべき第二種特例交付金の額を控除した額とする。

(三) 昭和四十一年度分の基準財政需要額および基準財政収入額の算定方法の特例

(1) 河川事業費等の公共事業費の地方負担に要する経費の財源として地方債が大幅に増額されることに伴い、投資的経費にかかる基準財政需要額の一部を地方債に振り替えるため、関係費目の単位費用を改めるとともに、測定単位および測定単位の数値の補正方法について必要な特例を設けることとする。

(2) 市町村民税減税補てん償の漸減に伴い、後進市町村の財源を確保するため「その他の諸費」のうち人口を測定単位とするもの

の単位費用を引き上げることとする。

(3) 市町村の清掃関係経費の充実をはかるため「清掃費」の単位費用を引き上げることとする。

(4) 生活保護基準の引き上げ等により増加する社会保障関係経費、給与改定の平年度化等により増加する給与関係経費、その他制度改正等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係経費の単位費用を引き上げることとする。

(5) 昭和四十一年度分に限り、交付すべき第一種特例交付金の、道府県にあつては八〇パーセント、市町村にあつては七五パーセントを当該道府県および市町村の基準財政収入額に加算することとする。

二 議案の修正議決理由

地方財政の健全な運営を図るため、昭和四十一年度分限り、地方団体に対して臨時地方特例交付金を交付しようとする本案の趣旨は妥当と認めるが、「昭和四十一年四月一日」となつてゐる施行期日は、すでにその期日を経過してゐるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案により、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度特別会計歳出予算に臨時地方特例交付金として四百十四億円を計上してゐる。

右報告する。

昭和四十一年四月十四日

地方行政委員長 岡崎 英城

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

1 この法律は、^{公布の日}昭和四十一年四月一日から施行する。

〔別紙〕

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案に対する附帯決議

政府は、地方財政の現況にかんがみ、特に左の諸点につき万全を期すべきである。

一 来年度以降における地方財政措置については、本年度のごとき特例措置によることなく国税移譲等による自主財源の充実強化により恒久対策を講ずるよう努めること。

二 特別事業債に振り替えられた公共事業費等の地方負担に係る元利償還金については、国の責任において措置すること。

三 都市特指指定都市の財政負担が逐年増高してゐる実態にかんがみ、その税財政制度について更に検討を加え、税源の充実、差等補助負担率の廃止等積極的に財源増強の措置を講ずること。

右決議する。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

近年健康保険及び船員保険(疾病部門)は、多額の赤字が生じ保険財政は、きわめて逼迫した

事態となつてゐるので、本案は、応急対策として標準報酬等級区分の改訂及び保険料率の引上げを行なうとするものであり、また、労働者災害補償保険法等にない船員保険の職務上の事由による年金給付の内容を改善するとともに、あわせて厚生年金及び船員保険両制度間における高齢者に対する老齢年金の取扱い等に関し調整措置を行なうとするものでその主な内容は、

(一) 健康保険法の一部改正に関する事項

1 標準報酬月額額の最高額を現行の五万二千円から十萬四千円に、また、等級区分を現行の二十五等級から三十六等級とする。

2 政府管掌健康保険の保険料率を現行の千分の六十三から千分の七十とすること。

(二) 船員保険法の一部改正に関する事項

1 標準報酬月額額の最高額を現行の七万六千円から十萬四千円に、また、等級区分を現行の二十五等級から三十等級とすること。

2 疾病部門に係る保険料率の一般給付分を現行の千分の五十一から千分の五十四に、災害補償分を現行の千分の四十から千分の四十六とすること。

3 (職務上年金部門)

(1) 現行職務上一級障害手当金相当の障害を職務上七級障害年金の対象とする。

(2) 職務上の障害年金及び遺族年金の額を、現行の額に職務外の障害年金及び遺族年金の額の半額相当をそれぞれ加算した額とすること。

(3) 既決定の職務上の障害年金及び遺族年金の額は、改正案の算定方式に準じ所要の引上げ(障害年金は一級五万一千円ないし六級三万六千円、遺族年金は二万四五百円をそれぞれ加算)を行なうとともに、最低保障額(障害年金一級十二万三千元ないし六級七万五千六百元、遺族年金六万五千四百円)を設けること。

(二) 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正に関する事項

厚生年金保険及び船員保険における老齢年金等の年金額の引上げ、高齢者在職老齢年金の支給、厚生年金基金の創設等に伴い、老齢年金の高齢受給権者又は厚生年金基金加入員であつて、両制度に加入したことがあるものの取扱ひ等について必要な調整を行なうこと等である。

四 施行期日

健康保険法の一部改正及び船員保険法の一部改正に関する事項は、昭和四十一年二月一日から施行し、また、厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正に関する事項は公布の日から施行し、厚生年金保険法及び船員保険法の当該改正規定の適用の日から適用すること。

二 議案の修正議決理由

政府管掌健康保険及び船員保険の保険財政の推移にかんがみ、標準報酬等級及び保険料率を改定し、あわせて船員保険の職務上の事由による年金給付の内容の改善と厚生年金保険及び船員保険交渉法の改正を行なうことは、時宜に適合するものと認めらるるが、なお健康保険の保険料率及び健康保険法、船員保険法の一部改正の施行期日について、修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

1 健康保険法の一部改正
厚生保険特別会計(厚生省所管)の健康勘定における収入増は平年度約四百二十八億円の見込みである。

2 船員保険法の一部改正
昭和四十一年度一般会計予算(厚生省所管)に船員保険特別会計(年金保険給付費財源繰入として六千三百八十八万三千円が計上されている。また、船員保険特別会計(厚生省所管)の疾病部門における収入増は平年度約十億五千四百万円の見込みである。

3 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正
昭和四十一年度一般会計予算(厚生省所管)に船員保険特別会計(年金保険給付費財源繰入として一千五百二十九千円が計上されている。

本修正の結果、厚生保険特別会計の健康勘定における収入減は、本年度約二百二十四億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、鈴木厚生大臣より「委員会の決定を尊重する」旨の意見が述べられた。

昭和四十一年四月十四日

社会労働委員長 田中 正巳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(健康保険法の一部改正) (小字及び一は修正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

第二五級

五二、〇〇〇円 一、七三〇円 五〇、〇〇〇円以上

第二五級 五二、〇〇〇円 一、七三〇円 五〇、〇〇〇円以上

第二六級 五六、〇〇〇円 一、八七〇円 五四、〇〇〇円未満

第二七級 六〇、〇〇〇円 二、〇〇〇円 五八、〇〇〇円以上

第二八級 六四、〇〇〇円 二、一三〇円 六二、〇〇〇円未満

第二九級 六八、〇〇〇円 二、二七〇円 六六、〇〇〇円以上

第三〇級 七二、〇〇〇円 二、四〇〇円 七〇、〇〇〇円未満

第三一級 七六、〇〇〇円 二、五三〇円 七四、〇〇〇円未満

第三二級 八〇、〇〇〇円 二、六七〇円 七八、〇〇〇円未満

第三三級 八六、〇〇〇円 二、八七〇円 八三、〇〇〇円未満

第三四級 九二、〇〇〇円 三、〇七〇円 八九、〇〇〇円未満

第三五級 九八、〇〇〇円 三、二七〇円 九五、〇〇〇円以上

第三六級 一〇四、〇〇〇円 三、四七〇円 一〇一、〇〇〇円以上

第七十一条ノ四第一項中「次ニ定ムル場合ヲ除クノ外千分ノ六十」を「^{六十五}千分ノ七十」に改め、同条第一項を削る。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中

第二五級

七六、〇〇〇円 一、五三〇円 七四、〇〇〇円以上

第二五級 七六、〇〇〇円 一、五三〇円 七四、〇〇〇円以上

第二六級 八〇、〇〇〇円 二、六七〇円 七八、〇〇〇円未満

第二七級 八六、〇〇〇円 二、八七〇円 八三、〇〇〇円未満

第二八級 九二、〇〇〇円 三、〇七〇円 八九、〇〇〇円以上

第二九級 九八、〇〇〇円 三、二七〇円 九五、〇〇〇円未満

第三〇級 一〇四、〇〇〇円 三、四七〇円 一〇一、〇〇〇円以上

に改める。

に改める。

第四十一条第一項第一号中「最終標準報酬月額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」を「左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 最終標準報酬月額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額

ロ 三万円ト平均標準報酬月額ノ百分ノ百ニ相当スル額トヲ合算シタル額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一下欄ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額

第四十一条ノ第二項中「三級」を「五級」に改める。

第四十二条第一項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ障害ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ハ最終標準報酬月額ノ障害ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第四十二条ノ二中「障害年金ノ六年分」を「其ノ障害ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第四十二条ノ三第三項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ障害ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

第四十二条第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十条ノ二第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 前条第二号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ二月半分ニ相当スル額

ロ 七千五百円

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ三十三ニ相当スル額

三 前条第三号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ五月分(職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ当該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二月半分)ニ相当スル額

ロ 一万五千元

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ六十三ニ相当スル額

第五十条ノ二第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条に次の一項を加える。

遺族年金ノ額ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル額六万円ニ滿タザルトキハ之ヲ六万円トス

第五十条ノ八第一号中「障害年金ノ六年分」を「其ノ障害ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

第四十二条第二項ノ規定ハ前項第一号ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十八条第一項中、家族葬祭料及之を「及家族葬祭料ニ要スル費用並ニ」に、「相当スルモノニ要スル費用」を「対応スルモノニ要スル費用ノ中政令ヲ以テ定ムル部分」に改める。

第五十九条第五項中「千分ノ百九十四」を「千分ノ二百三」に、「千分ノ百八十三」を「千分ノ百九十二」に改める。

第六十条第一項中「百九十四分ノ六十五」を「二百三分ノ六十六・五」に、「百九十四分ノ百二十九」を「二百三分ノ百三十六・五」に、「百八十三分ノ五十九・五」を「百九十二分ノ六十一」に、「百八十三分ノ百二十三・五」を「百九十二分ノ百三十一」に改める。

別表第一〇の表

別表第一〇を次のように改める。	月数	率
一級	八・〇月	一・二五
二級	七・〇	
三級	六・五	
四級	六・〇	一・〇〇
五級	五・五	
六級	五・〇	
七級	四・二	〇・七五

別表第一ノ二の次に次の一表を加える。

別表第一ノ三	月数
一級	四八月
二級	四二月
三級	三九
四級	三六
五級	三三
六級	三〇
七級	二五

別表第二〇を次のように改める。

別表第二〇を次のように改める。	月数
一級	二〇月
二級	一五
三級	一二
四級	九
五級	六
六級	四
七級	二

別表第四上欄中

六級	一	二	三	四	五	六	七
	両眼ノ視力〇・一以下ニ減シタルモノ	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ	鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力ガ耳蝸ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザルモノ	脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ残スモノ	一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廢シタルモノ	一下肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廢シタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ七指ヲ失ヒタルモノ

を

昭和四十一年四月十五日 衆議院會議録第四十一号 議案に関する報告書

七級	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ 二 鼓膜ノ中等度ノ欠損共ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力四十種以上ノ話声ヲ解シ得ザルモノ 三 精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 四 胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 五 一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ 六 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ 七 一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ 八 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ 九 女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ 一〇 兩側ノ拳丸ヲ失ヒタルモノ
六級	一 兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 三 鼓膜ノ大部分ノ欠損共ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力ガ耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ 四 脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ 五 一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ 六 一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ 七 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ

同表の備考第二号中「万国式視力表」を「万国式試視力表」に改める。

一級	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ 二 鼓膜ノ中等度ノ欠損共ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ 三 精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 四 胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 五 一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ 六 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ 七 一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ 八 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ 九 女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ 一〇 兩側ノ拳丸ヲ失ヒタルモノ
----	--

別表第五上欄中

に改め

削り、「二級」を「一級」に、「三級」を「二級」に、「四級」を「三級」に、「五級」を「四級」に、「六級」を「五級」に、「七級」を「六級」に、「八級」を「七級」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律の規定は、公布の日次各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

ただし、第三条のうち厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二条第二項の改正規定、同法第十三条に一項を加える改正規定、同法第十三条の二中第四十三条の下に「及び第四十四条の二を」と、「第四十六条の四の下に「及び第四十六条の五を加える改正規定及び同法第三十二条の次に一項を加える改正規定は、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

第一条及び第二条の規定並びに附則第二条から附則第十条まで及び附則別表の規定

昭和四十一年二月一日

第二条中厚生年金保険及び船員保険交渉法

第十二条第二項の改正規定、同法第十二条に

一項を加える改正規定、同法第十三条の二中

「第四十三条の下に「及び第四十四条の二を

加える改正規定及び「第四十六条の四」の下に

「及び第四十六条の五を加える改正規定並び

に同法第三十二条の次に一項を加える改正規

定 厚生年金保険法の一部を改正する法律

(昭和四十年法律第百四号)附則第一条に規定

する政令で定める日

第三条中前号に掲げる改正規定以外の改正

規定及び附則第十一条から附則第十七条まで

の規定 この法律の公布の日

2 第一条の規定による改正後の健康保険法第三条第一項及び第七十一条ノ四第一項の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第四条第一項、第五十九条第五項及び第六十条第一項の規定並びに附則第二条から附則第四条まで及び附則第十二条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

3 第二条の規定による改正後の船員保険法第四十一条第一項、第四十一条ノ二第一項、第四十二条、第四十二条ノ二、第四十二条ノ三第三項及び第四項、第五十条ノ二、第五十条ノ八、第五十八条第一項、別表第一、別表第二、別表第三、別表第四及び別表第五の規定並びに附則第五条から附則第十一条まで及び附則別表の規定は、昭和四十一年二月一日から適用する。

2 4 第三条中前号に掲げる改正規定以外の改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法（以下「新交渉法」という。）第十二条第一項、第十三条の二、第二十六条及び第三十一条の規定並びに附則第十二条からの附則第十五条までの規定は、昭和四十年五月一日から、その他の新交渉法の規定並びに附則第十六条及び附則第十七条の規定は、同年六月一日から適用する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 昭和四十一年二月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年一月の標準報酬月額が五万二千円である者の同年二月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年二月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、第一条の規定による改正後の健康保険法第三条の規

定は、昭和四十一年二月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年一月の標準報酬月額が五万二千円である者の同年二月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年二月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、第一条の規定による改正後の健康保険法第三条の規

定を適用する。この場合において、その者が厚生年金保険の被保険者であつて、その者の同年

二月における厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による標準報酬月額が五万二千円又は五万六千円であるときは、健康保険法第三

条第三項の規定にかかわらず、その者の同年二月における厚生年金保険法による標準報酬の

基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となる

第三条 昭和四十一年一月以前に係る健康保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和四十一年二月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年一月の標準報酬月額が七万六千円(報酬月額が七万八千円未満である者を除く)である者については、同年二月からその標準報酬を改定する。

第七条 附則第五条に規定する障害年金のうち、船員保険法別表第四上欄に規定する廃疾の程度四級又は五級に該当する者に支給する障害年金については、第二条の規定による改正後の同法

第四十一条ノ二第一項の規定による加給は、昭和四十一年二月分から行なう。

第八条 昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日までの間において、第二条の規定による改正前の船員保険法の規定により職務上の事由による障害手当金を受ける権利を取得し

た者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき同条の規定による改正後の同法の規定により職務上の事由による障害年金を受ける権利を取得したときは、その者は、当該障害手当金を受ける権利を取得しなかつたものとみなす。

第九条 昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日までの間において、第二条の規定による改正前の船員保険法別表第四上欄に定める廃疾の程度に該当しなかつた者であつて、その該当しなかつた際、同条の規定による改正後の同法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当するものに対しては、同条の規定による改正前の同法第四十二条の規定にかかわらず、同法同条の規定による一時金は、支給しない。

第十条 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受け、その額を、従前の額と一万二百円とを合算した額とし、その額(加給金の額を除く)が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

2 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第三号の規定による遺族年金を受け、その額を、従前の額と二万四百円とを合算した額とし、その額(加給金の額を除く)が六万五千四百円(第二条の規定による改正前の同法第五十条ノ二第一項第三号かつ二書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円)に満たないときは、これを六万五千四百円(同号かつ二書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円)とする。

第十一条 船員保険法による職務上の事由による障害年金及び同法第五十条第二号又は第三号に該当したことによる遺族年金のうち、昭和四十一年一月以前の月に係る分であつて、同年二月一

日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十二条 昭和四十一年一月以前の月に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 昭和四十年六月一日からこの法律の公布の日までの間において、厚生年金保険法による老齢年金の受給権者であつて六十五歳以上であるものが船員保険の被保険者となつた後に死亡した場合において、その者の遺族に船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金が支払われたときは、その支払われた遺族年金は、新交渉法第三条の二の規定が適用されることによりその者の遺族に新たに支給されることとなる厚生年金保険法第五十八条第一号の規定による遺族年金の内払とみなす。

2 昭和四十年六月一日からこの法律の公布の日までの間において、船員保険法による老齢年金の受給権者であつて六十五歳以上であるものが厚生年金保険の被保険者となつた後に死亡した場合において、その者の遺族に厚生年金保険法第五十八条第一号の規定による遺族年金が支払われたときは、その支払われた遺族年金は、新交渉法第四条の規定が適用されることによりその者の遺族に新たに支給されることとなる船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金の内払とみなす。

第十四条 昭和四十年五月一日において現に船員保険法による老齢年金の受給権を有する者に支給する老齢年金のうち、その額が第三条の規定による改正前の厚生年金保険及び船員保険交渉法(以下「旧交渉法」という。)第十二条の規定により計算された老齢年金については、その額(加給金の額を除く)を新交渉法第十二条第一項の規定により計算した額とする。

第十五条 昭和四十年五月一日において現に船員保険法による遺族年金の受給権を有する者に支給する遺族年金のうち、次の各号に掲げるものについては、それぞれその額(加給金の額を除く)を当該各号に規定する額とする。

一 その額が旧交渉法第十二条の規定により計算された老齢年金の額の二分の一に相当する遺族年金 新交渉法第十二条第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額(その額が六万円に満たないときは、六万円)

二 その額が旧交渉法第二十六条の規定により計算された遺族年金 船員保険法第五十条ノ二第一項第一号の規定により計算した額(その額が六万円に満たないときは、六万円)

第十六条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法又は船員保険法による老齢年金の受給権を有する者に支給する旧交渉法第十三条の二の規定によつて計算された特別加給金については、その額を、新交渉法第十三条の二の規定によつて計算した額とする。

第十七条 前三条に規定する保険給付のうち、昭和四十年四月以前の月に係る分であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十八条 厚生年金保険法附則第二十八条の二の

規定による特例老齢年金又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)附則第十七条の規定による特例老齢年金は、新交渉法第十九条の二及び第十九条の三の規定の適用については、それぞれ厚生年金保険法又は船員保険法による通算老齢年金とみなす。

第十七条 厚生年金保険法第五十九条の二の規定は、新交渉法第二十四条に規定する遺族年金に關しては、昭和四十年六月一日前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際に乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、同日においてまだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなり同日においてまだその死亡の時期がわからない船員保険の被保険者又は被保険者であつた者についても、準用する。

〔別紙〕

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、政府管掌健康保険の国庫負担の定率化については、技術対策の際検討すること。

衆議院會議録第三十八号中正誤	べ 段行 誤 正 六三 一末九 その熱心 そう熱心	衆議院會議録第四十号中正誤	べ 段行 誤 研究 正 九六 二五 検討
----------------	------------------------------------	---------------	----------------------------

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
 (ただし原簿紙は三十四円)
 (送料別) 共計
 発行所 東京都港区赤坂表町二番地
 大蔵省印刷局
 電話 東京 五八一四四二(大)